

十勝毎日新聞広告掲載基準

2008 年 10 月

十勝毎日新聞広告倫理綱領

- 一、 広告は読者の信頼に応えるものでなければならない。
- 一、 広告は真実を伝えるものでなければならない。
- 一、 広告は関係諸法規に反するものであってはならない。
- 一、 広告は紙面の品位を損なうものであってはならない
- 一、 広告は社会の倫理に沿うものでなければならない

広告の責任の所在

十勝毎日新聞社に掲載された広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

広告の掲載権

十勝毎日新聞社に申し込まれた広告についての掲載可否の決定権は、十勝毎日新聞社にあるものとします。

また、掲載可否の理由を明示する義務を負いません。

広告内容の審査

十勝毎日新聞社は広告掲載の可否決定にあたり、「十勝毎日新聞社広告掲載基準」に基づき審査を行います。

また、必要に応じて（財）日本広告審査協会に審査を依頼するほか、関係諸機関の見解などを参考に総合判断し、可否決定をします。

1. 全般規定	1
2. 一般表示基準	2
3. 人事募集の広告	4
4. 風俗営業関係の募集広告	7
5. 職業紹介の広告（職業安定法、職業安定法施行規則）	7
6. 労働者派遣事業の広告	8
7. 退社（解雇）広告	9
8. 個人広告	9
9. 尋ね人・紛失・盗難の広告	10
10. 金融、投資関係の広告	10
11. 価格表示・不当表示（景品表示法）	12
12. 車両販売の広告	14
13. 懸賞・景品提供の広告	16
14. クーポン広告（新聞業公正競争規約）	20
15. 割賦販売の広告（割賦販売法）	22
16. 通信販売の広告（訪問販売法）	25
17. 代理店・フランチャイズチェーン募集、副業などの広告	26
18. マルチ商法の広告	26
19. 不動産の広告	27
20. 有料老人ホーム、老人福祉施設の広告	36
21. 高齢者向け賃貸住宅の広告	39
22. 介護老人保健施設の広告	39
23. 教育関係の広告	41
24. 風紀関係などの広告	43
25. 映画・演劇の広告	43
26. 出版広告	44
27. ゴルフ場・レジャー施設などの会員募集の広告	44
28. ペット関係の広告（動物の愛護及び管理に関する法律）	45
29. 医療関係の広告	45
30. 医薬品、医薬部外品、医療機器の広告	51
31. 獣医師の広告	56
32. 医業類似行為の広告	57
33. 健康食品	58
34. 美容、エステティックの広告	61
35. 墓地の広告（墓地埋葬等に関する法律）	63
36. 旅行、留学の広告（旅行業法、募集型企画旅行の公正競争規約）	64
37. 意見広告	66
38. 宗教関係の広告	67
39. 易、占い、運命鑑定	67
40. 政治・選挙に関する広告	68
41. 知的所有権、アマチュア規定（不正競争防止法）	77
42. 弁護士・公認会計士・税理士の広告	79
43. 信用調査業（探偵）の広告	80
44. 暴力団、示談屋などの広告	80
45. 問い合わせ先一覧	81

1. 全般規定

新規クライアントに対しては、事前に会社概要等書類審査の上、十勝毎日新聞社が不適当と判断しお断りする場合がございます。広告内容に関しても事前審査とします。

次の各項に該当する広告は掲載できません。

①責任の所在が不明確なもの。

掲載には広告主の名称、所在地、電話番号の明示が必要です。ただし、一般によく知られている広告主名・商品名・商標については十勝毎日新聞社の判断で所在地・電話番号を省略して掲載することもあります。

【内規】社名刺や企画広告のようなスペースが小さいものは、十勝毎日新聞社が認めたものに限り、ホームページや携帯電話だけでも掲載することがあります。

②内容、目的が不明確なもの。

③虚偽、誇大、または不正確で誤認を与えるおそれのあるもの。

④自己の優位性を強調するために他を引き合いに出す広告で、不適当な表現のもの。

自己の優位性を表示する場合は、公的機関や信頼のおける第三者機関の公正で客観的な裏付け資料が必要です。

⑤差別・名誉棄損、プライバシーの侵害など、人権を侵害するおそれのあるもの。

⑥信用棄損、業務妨害などのおそれのあるもの。

⑦他を中傷・誹謗（ひぼう）するおそれのあるもの。

⑧他人の名義、写真、談話及び商標、シンボルマーク、著作物等を無断で使用したもの。

⑨反社会的、非道徳的など社会秩序を乱すおそれのあるもの。

⑩詐欺的なもの、またはいわゆる悪徳商法とみなされるもの。

⑪投機、射幸心などを著しくあおるおそれのあるもの。

⑫非科学的、または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの。

⑬その内容が事実であっても、暴露的な表現のもの。

⑭掲載する内容について裁判中、係争中または将来係争に発展する可能性があり、争点そのものに関連すると十勝毎日新聞社が判断するもの。

ただし、客観的な事実の表現にとどまり相手の中傷・誹謗（ひぼう）していない、過激な表現や不確実な主張をしていない、公共性があるなどと十勝毎日新聞社が判断するものに限り掲載することがあります。

⑮十勝毎日新聞の記事を訂正、あるいは否定するもの。

ただし、十勝毎日新聞社が事実を確認し、承認したものは掲載します。他紙及び放送などの場合についてもこれに準じます。

⑯十勝毎日新聞の社会的評価を低下させられると思われるもの。

⑰事実と反して、十勝毎日新聞社が広告主を支持、またはその商品・サービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。

⑱その他、十勝毎日新聞社が不適当と認めたもの。

2. 一般表示基準

〔1〕最大・最高（級）、断定的な表現

「日本一」「世界一」などの『最大・最高級の表現』、「確実に儲かります」「必ずやせます」などの『断定的表現』、その他これに類似する表現、または他との比較により優位性を表示する広告は、当事者以外の公的組織などによる公正、客観的事実に基づいた第三者機関の裏付けデータが必要です。事実を証明する資料を提出して下さい。

十勝毎日新聞社が必要と判断した場合は、広告中にデータ、データの作成時期、出典、調査機関名などを表示していただく場合があります。

〔2〕消費税について

1. 次の表示をしなければなりません。

（1）消費税を含んだ総額表示。

（2）税抜き価格も入れる場合、税込価格を税抜き表示より同等かそれ以上の大きさ、デザイン処理をしなければなりません。

2. 次のような表現はできません。

・「消費税はおまけ（サービス）しています」

・「消費税は、当店が負担しています」

【内規】但し、「消費税相当分はおまけしています」は可

〔3〕本紙の記事引用と紙面転載について

1. 著作権の問題がありますので、十勝毎日新聞社の本社・支社が発行する新聞・別刷り・フリーペーパー・出版物その他から記事引用、紙面を複写したものを使用する場合は、事前に本社の使用承認を受けて下さい。

2. 十勝毎日新聞の題字、ノンブルを無断で転載する広告は掲載できません。

〔4〕広告紙面の体裁など

1. 常用漢字、現代かなづかいによる表記を励行してください。

2. 計量表示は、原則としてメートル法を使用してください。但し、併記やことわざなどに使用する場合や慣用的にメートル法以外の計量法が使われている表現は除きます。

3. スミベタ部分について

「ベタ」部分が極端に多いものについては、本社の判断で「網かけ」に変更または掲載できない場合があります。

4. 広告枠について

案内広告は、四方枠（かざり罫使用は可だが必ず罫を巻く）を使用してください。

【内規】Chai 等フリーペーパーも同様。

5. 記事体広告

(1) 「記事体広告」とは記事を組むようにレイアウトした広告で、本社制作、広告会社制作などの場合があります。

(2) 記事体広告中の「欄内表示」について

①記事体広告には、「欄内表示」を広告中の、目立つ部分（見出し部分、または中央部分、上部分が望ましい）に表示し、広告紙面であることを明らかにしてください。

②「欄内表示」は、記事体広告の囲み記事の中には入れないでください。また、写真中に焼き込んだりして、不明瞭にならないようにしてください。

【欄内表示】

(イ) 単独記事体および連合記事体



(ロ) 広報広告…政府・地方公共団体の広報広告は「政府広報」「〇〇市広報」「PR版」のいずれかの表示をしてください。

(ハ) 当社制作…当社が企画・制作した記事体広告には「企画・制作／十勝毎日新聞社広告局」と表示します。…記事体広告の欄内表示カット参照

【欄外表示】

「全面広告」と表示しますが、当社が企画・制作したものや公報などは、「広告のページ」等とすることができます。

6. 記事下営業広告中の「臨時広告」

記事下広告中に、人事募集や法定広告などの「臨時広告」が挿入される場合は、その部分を明確に区分してください。

(1) 「臨時広告」部分が1/3未満の場合…記事下営業広告の料金となります。

(2) 「臨時広告」部分が1/3以上の場合…広告全体が、人事募集広告料金となります。

7. 横全頁広告など

広告表現に必然性があり、編集紙面との調和を損なわないと当社が判断したものに限り掲載できます。

3. 人事募集の広告

〔1〕求人広告

1. 文字サイズは最低7ポイント。2段2.5cm～2段加算。四方囲み罫は必ず付けること。
2. イラスト、写真、キャッチフレーズは掲載可能ですが、広告スペースの1/2以下に収めてください。副次的内容は最大全体の5分の1を超えないものとします。
3. 労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法など諸法規を順守してください。
4. 次の書類を提出していただく場合があります。

- | | |
|------------|--------------------|
| ①掲載予定の広告原稿 | ⑤会社案内 |
| ②就業規則 | ⑥給与明細書 |
| ③法人登記簿謄本 | ⑦カタログ・パンフレット・案内書など |
| ④賃金規定 | ⑧社会保険番号など |

〔2〕次のものは掲載できません。

1. 求人広告と見せかけて、求縁・売春・援助交際の勧誘やあっせんの疑いのあるもの。
2. 求人広告と見せかけて、商品や材料・器具を売りつけるおそれのあるもの。
3. 求人広告と見せかけて、資金集めを目的とするおそれのあるもの。
4. 厚生労働大臣の許可なく職業紹介・あっせん、労働者提供・派遣または委託募集を行うもの。
5. 運送事業用に供するための、自家用車の持ち込みを条件とした求人・求職広告。ただし、国土交通大臣の可または届け出があれば掲載できます。この場合は許可証のコピーを提出していただく場合があります。
6. 労働争議中の企業の求人広告。
7. 満15歳未満の児童の求人広告。

ただし、行政機関の許可を受けた就学時間外における軽易労働や映画、演劇等の出演に関するものは掲載できます。保護者の同意が必要の旨を表示してください。

8. 満18歳未満でPM10:00～AM5:00の求人広告。
9. 年齢制限があるもの。

労働者募集に当たっては、年齢制限をしてはいけないことが義務化されました（改正雇用対策法）。但し、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークが認めるものについては可。

〈例外として認められるのは以下の事由。適用の場合は例外事由を併記して下さい。〉

- ・定年年齢を下回ることを条件として募集・採用するとき。
- ・労働基準法等で年齢制限が設けられている業務のとき。
- ・長期勤続による職業能力の開発を図る目的で、若年者らを募集・採用するとき。
- ・技能・知識の継承の観点から、社内のいびつな年齢構成を是正する目的で募集・採用するとき。
- ・芸術・芸能分野で特定の年齢層を募集・採用するとき。
- ・高齢者の雇用を促進する目的で60歳以上を募集・採用するとき。（厚生労働省令102号）

10. 男女で差別をつけた求人広告。

①募集対象から性別によって排除するもの。

（例）●総合職、大学技術系、高専卒等の募集・採用広告で、片方の性のみを対象としているもの。

●間接差別をしているもの（募集条件に転勤や身長、体重、体力等を要件としているもの）。

②募集・採用にあたって性別によって募集・採用する人数の限度を設けたもの。

（例）「大卒男性70人、大卒女性30人」など、男女別の採用予定人数を明示して募集するもの。

③募集・採用にあたって未婚・既婚の別、通勤の状況などの条件を付ける場合において、性別によって、異なる条件を付すもの。

（例）●片方の性についてのみ、未婚であることを条件とするもの。

●片方の性についてのみ、自宅から通勤することを条件とするもの。

●片方の性についてのみ、浪人または留年していないことを条件とするもの。

④採用試験の実施にあたって性別によって異なる取り扱いをしたもの。

（例）●筆記試験などを片方の性のみ実施するもの。

●男女共通の採用試験のほかに、片方の性のみ更に別の採用試験を実施するもの。

⑤募集・採用にあたって片方の性のみとするもの。

（例）●「事務職」「一般職」「高校卒」「パート」などで片方の性のみをその対象とするケース。

●「ウェイトレス」「ウエーター」「看護婦」など性別を表す職種の名称で募集するケース。

●「男性（女性）歓迎」「男性（女性）向き」などの表示をするケース。

【内規】イラスト・写真については、男女どちらか片方の性だけでも掲載可です。

※但し広告中に「男女募集」と明記した場合に限ります。

※性別によって異なる取り扱いの募集にあたっては、「男女雇用機会均等法」の適用除外により、次の場合に限られます。

（１）芸術・芸能の分野で、表現上、一方の性でなければならないもの（俳優女優、男女モデル、歌手など。）

（２）防犯上の理由によるもの（守衛、警備員。現金輸送担当者は女性も可）

（３）業務の性質上、一方の性が従事する必要のあるもの（カトリック神父、スポーツ選手など）

（４）労働基準法により女性の時間外労働、深夜業勤務が禁止・制限されている場合（妊婦、産婦など）

（５）女性が勤務できないような、宗教・風俗習慣のある国での就業の場合。

（６）風営法許可店の場合（ホスト・ホステスなど）

※補充採用を理由とした、男性のみの再募集は不可です。

11. 前借り制度

12. 差別用語の禁止。

（例）◎部落 ◎百姓・農夫 ◎漁夫 ◎土方・土工 ◎飯場 ◎工夫・線路工夫 ◎鉋夫 ◎職工
◎女工 ◎女中 ◎小僧・でっち ◎小使い ◎掃除夫（婦）◎どさ回り ◎町医者 ◎産婆
◎床屋 ◎坊主 ◎あんま など

13. 職種のあいまいなもの。

14. 法規に抵触する職種。

〔３〕必要表示事項

1. 雇用主の名称、所在地、電話番号は、必ず表示してください。

（１）私書箱、ホテル気付など臨時的な宛先や電話番号のみのものは、掲載できません。また、携帯電話のみの原稿は本社が適当と判断するもの以外は掲載できません。

（例）開設準備室などオープン前の固定電話のない場合。

(2) 所在地については、行政上の地番で表示するのが原則ですが、一般的に通用する表現の場合はそれをもって代えることができます。

(例) おびひろ広小路、〇〇駅前

2. 広告主（雇用主）の業種名、職種名（従事する業務の内容）

あいまいな表示はできません。企業名だけで業種がわからない場合はその業種名を表示していただくことがあります。また、職種についての、外来語などは一般に通用しているもの以外は表示できません。ただし、当該業界で常識的に通用しているものは表示できます。

3. 労働条件（賃金、労働時間、就業場所など）

(1) 雇用関係…正社員、パート、アルバイト、契約社員、委託販売員などの別。

(2) 賃金…給与の金額は、「初任固定給」を表示してください。

①固定給が資格、条件（経験、家族構成）などにより幅がある場合は、その最低額、または内容を表示してください。

②「〇万円保証」「〇万円以上確実」などの、あいまいな表現はできません。

また、歩合給や不確定な諸手当は金額を表示できません。

ただし、「～円以上可」は可。諸手当・残業代・交通費は抜いた額になります。

③「週給・年俸・手取」などは、制度化され実際に採用されているものに限り表示できます。

④「時間給」は最低賃金法に定められた最低額に注意してください。

なお、深夜（PM10：00～AM5：00）割増は、基本給の25%になります。

⑤初任固定給が常識的な範囲を超える場合は、雇用主の「支払い証明書」を提出してください。ただし、当社が認めた特殊な技能職の場合は除きます。

※固定給以外のものを付記する場合

①各種手当で金額を表示する場合は、それぞれの金額を表示してください。

固定給と各種手当の合計金額表示はできません。

②歩合給、能率給などの金額表示をする場合、「〇〇万円可能」とし、その根拠を明示していただく場合があります。

③貸付金とみなされる表示はできません。

④海外旅行制度、退職慰労金などは制度化されたものに限り表示できます。ただし、必要に応じて資料を提出していただく場合があります。

⑤委託販売員など完全歩合性（フルコミッション）の場合は、その旨を表示してください。

(3) 所在地と就労地が異なる場合は、その就業場所を明示してください。

(4) 外国の企業などが直接雇用主となる広告は、在日外国公館などの証明書を提出してください。

(5) 労働時間、休日・休暇、賃金の額、賞与、交通費負担の有無、保険などについてもできる限り表示してください。

(6) 応募資格（学歴、経験など）の制限がある場合には、その旨表示してください。

(7) 必要な書類、面接など選考の場所・時間などの応募方法を表示してください。

※(2)、(5)について詳細を表示しない場合は「面談の上決定」「当社規定による」などの表示が必要です。

〔4〕新卒予定者の募集広告

1. 「中学・高校新卒者」の募集広告

(1) 中学および高校新卒者は、卒業予定年度の7月1日付から広告を掲載できます。

(2) 職業安定所の受付番号を広告文中に表示してください。

-
- (3) 4月1日付以降の「未就職の新卒者」についても、同年6月30日付までは「新卒予定者同等の扱い」となります。
2. 「大学新卒者」「短大新卒者」「高専新卒者」の募集広告
人事募集広告の掲載時期についての制約は、特にありません。

4. 風俗営業関係の募集広告

- ・風紀上好ましくないと十勝毎日新聞社が判断するものは掲載しません。
- ・新規クライアントまたは、店舗については事前審査とします。
- ・不適切な文言等は削除、改稿していただきます。

5. 職業紹介の広告（職業安定法、職業安定法施行規則）

1. 「有料職業紹介」とは…「求人及び求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」（職業安定法第4条第1項）を、いいます。つまり、職が欲しい人を募集しておき、労働者を欲しがっている人に対して紹介することを事業として行う場合が職業紹介事業です。この求人者ー求職者の間をとりもつときに、報酬を得ることが出来る職業紹介事業を「有料職業紹介事業」といいます。無料で紹介するならば、「無料職業紹介事業」（ハローワーク等）ということになります。
- ※労働者派遣事業との違いは、労働者派遣はその名の通り労働者を派遣、つまり自らの雇用する者又は自らの元に被派遣者として登録した者を相手方の職場に送り込み、相手の指揮命令下で働かせ、その対価をもらい、派遣元として労働者に給与を支払うわけですが、職業紹介においては人を紹介するのみで、被派遣者を相手方の職場に送り込むわけではないという点にあります。
2. 厚生労働大臣の許可なく、「職業紹介」「あっせん」を行うことはできません。有料職業紹介事業の広告には、厚生労働大臣の許可番号を表示してください。
- ※厚生労働大臣の許可は、事業所ごとに必要です。複数の事業所を持つ場合は、事業所それぞれの許可番号を表示してください。
3. 次の業務は職業紹介できません。
- ①港湾運送業務 ②建設業務
4. 次の書類を提出していただく場合があります。
- ①許可書のコピー ②法人登記簿謄本 ③会社案内 ④パンフレット・案内書
⑤就業規則 ⑥賃金規定 ⑦給与明細書 ⑧社会保険番号など

6. 労働者派遣事業の広告

〔1〕労働者派遣事業には、2種類あります。

1. 特定労働者派遣事業…「常用雇用労働者」だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。
厚生労働大臣に届け出たことを確認し、広告中に「届け出受理番号」を表示してください。

(注) 『常用雇用労働者』とは…
(イ) 期間の定めなく雇用されている労働者
(ロ) 過去1年間を超える期間について、引き続き雇用されている労働者
(ハ) 採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

2. 一般労働者派遣事業…特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいいます。
例えば、「登録型」や臨時・日雇いの労働者を派遣する事業が該当します。厚生労働大臣の許可が必要で、広告中に「許可番号」を表記してください。
3. 労働者派遣で法律に定められた範囲外及び各業界の規定外の職種の募集。
(範囲外の業務)
 - ①建設（有資格者は除く） 例：作業員など
 - ②港湾運送
 - ③警備
 - ④医師、歯科医師等の行う医療行為にかかる業務・看護師などの行う診療補助（病院等は紹介予定派遣可能）
 - ⑤人事労務管理関係業務のうち派遣先の団体交渉、労働基準法の労使協定締結などのための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務（派遣業の許可基準に抵触）
 - ⑥士業（弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、管理建築士）

〔2〕次の書類を提出していただく場合があります。

- ①許可書
- ②法人登記簿謄本
- ③会社案内
- ④パンフレット・案内書など
- ⑤就業規則
- ⑥賃金規定
- ⑦給与明細書
- ⑧社会保険番号など

7. 退社（解雇）広告

退社・解雇広告は、被解雇者の後日の人権問題や名誉を尊重する立場から掲載できません。

8. 個人広告

〔1〕「個人広告」とは

特定の個人にあてたメッセージや個人売買のように営利を目的としない取引など、個人による個人を対象にした広告をいいます。（この場合の個人とは趣味のサークル等の団体を含みます。）

〔2〕個人広告は事前審査の上掲載の可否と決定し、十勝毎日新聞社はその理由を明示する義務を負いません。

〔3〕次のものは掲載できません。

- （1）十勝毎日新聞広告倫理綱領・広告掲載基準に抵触するもの。
- （2）広告主が責任を持ち得ないと判断するもの。
- （3）他を侮辱、中傷、誹謗するもの。
- （4）名誉棄損・プライバシーの侵害になるおそれのあるもの。
- （5）虚偽または事実を誤認したもの、誤認させるもの。
- （6）著しく良識を逸脱するもの。

〔4〕次の各項を証明するもの（運転免許証、健康保険証など）を提出していただく場合があります。

- （1）広告主の本名または団体の責任者の本名。
- （2）現住所および電話番号（原則として携帯電話のみの申し込みは不可）。

〔5〕メッセージは、内容により対象の相手に確認をとらせていただく場合があります。

9. 尋ね人・紛失・盗難の広告

1. 依頼者の住所・氏名・続柄・電話番号などを、所定の『尋ね人広告掲載申込書』（別紙）に記入、押印のうえ提出してください。警察署に届け出済みのものに限りします。
2. 暗号のようなものは掲載できません。
3. 人権侵害のおそれがある表現のものは掲載できません。

10. 金融、投資関係の広告

〔1〕商業金融について

銀行、信託銀行、信用金庫などの広告を掲載するにあたっては、関係諸法規を遵守してください。

〔2〕消費者金融について

【内規】本紙営業広告のみ掲載可能。モノクロで半5段以内。

貸金業（いわゆるサラ金・庶民金融、信販、質屋、手形割引業など）が貸し付けの広告は、経済産業大臣又は都道府県知事の登録事業者で、十勝管内に本・支店、営業所又は自動契約機があり、当社が認めたものに限り掲載できます。

掲載するにあたっては、以下の必要事項を正しく表示してください。

- （1）商号、名称または氏名、登録番号
- （2）貸し付けの種類ごとの限度額
- （3）返済方法、返済期間及び返済回数
※返済方式は「元利均等方式」「元金均等方式」「自由返済方式」等のように表示すること。
- （4）貸し付けの種類ごとの最高貸付年利（実質年率で表示）
※貸付利率は最高利率を実質年率で明示し、少なくとも0.1%の単位まで表示すること。
※実質年率以外の利率（アド・オン、日歩、月利など）の表示は実質年率が併記している場合でも一切使用出来ません。必ず「実質年率」と併記して下さい。
※実質年率が貸し付けの種類により異なる場合、通常取引での最高の実質年率及びこれが適用される融資の額、融資期間などの条件または実質年率の範囲を表示すること。
※貸金業の上限利息は出資法により決められています。
- （5）貸付審査に必要な資料
※印鑑証明書、健康保険証、給与明細書、運転免許証などのように表示すること。
- （6）賠償額の予定（違約金を含む）に関する定めをする場合は、賠償額の元本に対する割合（実質年率で表示）
- （7）担保が必要な場合はその事項
- （8）日本貸金業協会審査承認番号

〔3〕出資者募集の広告（出資法）

「求む資金」「求む協力者」「重役招聘（しょうへい）」など不特定多数の者から出資金の受け入れをする広告は掲載できません。出資を必要としない共同経営者である旨を明示した場合は、この限りではありません。ただし、事業内容、氏名、住所（臨時的なものは不可）、電話番号（携帯電話のみは不可）などを表示してください。

〔4〕商品取引の広告

1. 広告は事前審査とします。
2. 主務大臣により売買取引の受託の許可を受けた商品取引員以外は掲載できません。
3. （社）日本商品取引員協会会員である旨を広告中に表示してください。
4. 安全・確実性や有利性を強調し、いたずらに投機をあおるようなものは掲載できません。
5. 広告中に手数料やリスクに関する事等の重要事項について表記してください。
（例）「先物取引は、必ずしも利益が保証されているものではありません。短期間で大きな利益を得ることもありますが、相場の変動により損失が生じることもあります。」

〔5〕抵当証券の広告（抵当証券業法）

1. 経済産業大臣の登録を受けたもので、なおかつ「抵当証券業協会加盟者」で事業の実体が高かなものに限り掲載できます。
2. 抵当証券業者登録番号を表示してください。

〔6〕保険の広告（保険業法）

将来の利益の配当または剰余金の分配についての予想を表示することはできません。

〔7〕プリペイドカード（前払い式証票）の広告（前払い証票法）

次の事項を表示してください。

- ① 広告主名または商号。
- ② 住所または電話番号
- ③ カードの使用期間または使用期限がある場合はその旨。
- ④ カードで購入できる商品または役務の内容。
- ⑤ カードが使用できる場所。制限がある場合はその旨。

〔8〕手形、小切手などの無効告知公告

1. 手形、小切手など有価証券類の無効は裁判所による「除権判決」の確定により成立します。
2. 番号、金額、振出日、振出人、支払い場所、支払い期日、受取人などの券面記載事項の表示にとどめてください。
3. 「詐欺」などの表現は、相手方の人権問題にかかわるおそれがあり、使用できません。

〔9〕債権取り立ての広告

売掛金、貸金、不渡り手形などの取り立て、回収、清算引き受けなどの広告は掲載できません。

〔10〕寄付金の募集広告

1. 社会福祉事業のための寄付金募集は、厚生労働大臣または都道府県知事の許可が必要です。
2. 重要文化財修復のための寄付金募集は文化庁長官の許可が必要です。
3. その他、一般の寄付金募集には、地方公共団体の許可が必要です。

11. 価格表示・不当表示（景品表示法）

景品表示法は、不当な景品類、不当な表示により顧客の誘引を防止するため、公正な競争を保持し、一般消費者の利益を守ることを目的としています。不適切な二重価格や誤認を与えるおそれがある不当な表示などの広告は掲載できません。

〔1〕次のようなものは掲載できません。

1. 内容についての不当表示（優良誤認）

商品または役務（サービス）の「品質」「規格」「その他の内容」について実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表現で、不当に消費者を誘うようなもの。

〈例〉・セーターのカシミア混用率が80%程度にもかかわらず「カシミア100%」と表示。

・10万キロ以上走行した中古車に「3万5千キロ走行」と表示

・ブランド牛ではない国産牛にもかかわらず、国産有名ブランド牛であるかのような表示した場合。

2. 取引条件についての不当表示（有利誤認）

商品または役務の価値その他の取引条件について、実際のもの、または当該事業者と競争関係にある他の事業者に関わるものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認され、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示。

〈例〉・「この新技術は日本で当社だけ」と広告したが、実際は競争業者でも同じ技術を使っていた場合。

3. その他の不当表示

（1）安売り広告で消費者をひきつけて、広告した商品を販売せずに他の商品を販売することを目的としたいわゆるおとり広告。

（2）供給期間及び供給量が著しく限定されている場合、その限定の内容が明瞭に記載されていないもの。

（3）公に認められていない資格や、品質保証などを利用して、誤認を与えるもの。

（4）具体的根拠もなく、将来の値上がりを予想したような表現のもの。

（5）商品又は役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示で、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると公正取引委員会が認めて指定するもの。

※商品の性能などを数値で表示する場合は、信用のおける第三者機関が調査したものに限り、調査機関名を表示してください。

【内規】「自社調べ」「自店調べ」等は好ましくありません。

〔2〕二重価格表示

1. 二重価格（割引した安い価格）を表示する場合には、比較対照する価格（割引前の元値）を架空のものではなく、正しく表示してください。また、オープン価格（既に撤廃されたメーカー希望小売価格）を比較対照価格とすることはできません。
2. 比較対照価格は次のものに限ります。
 - （1）〇〇希望小売価格
メーカー、総代理店などがつけた価格ですすでに公表され、実際に販売していた実績のある価格。
 - （2）自店通常（平常・旧）価格
自店で最近相当期間にわたり、同一のもので、相当数を販売してきた商品の価格。
 - （3）各業界が「公正競争規約」で定めた名称。
3. はんば物、きず物などはその旨を表示。
4. 中古・リサイクル商品についての二重価格表示は出来ません。
5. その他、業界により認められない価格その他の表示方法がありますので注意が必要。

〔3〕中古及び一部不良品の景品表示

公正取引委員会発行・法令ガイドラインの「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」により、一般消費者が誤認せず、業界の規程の範疇であるという確たる判断が困難なため、中古品及び一部不良品の二重価格の表示は不可とします。

- （1）比較対照価格が正当であり、正常な商習慣の範疇であるかの判断が困難な為、以下の表示は二重価格に当たするため、掲載不可とします。
 - ①「〇〇円引き」の割引券（取引価格による格差が大きい為総付け景品とみなさない）
 - ②「〇〇円引き」
 - ③「〇〇円キャッシュ・バック」
 - ④「〇〇%OFF」
- （2）以下の表示は景品法の範疇であれば（景品とみなす）可能です。

例：一般懸賞の場合 5 千円以上の取引付随で最高 1 0 万円まで。
総付け景品の場合 千円以上の取引付随で取引価額の 2 0 % まで。

※なお、取引価格の指定表示がない場合、予想される最低価格や広告内の価格表示で最低価格を基準とします。0 ～ 千円未満の場合は 2 0 0 円までです。（業界により別規程有）

 - ①「1 ～ 20 % OFF のクーポン券」〈総付け景品となります〉
 - ②「〇〇プレゼント」〈但し総付け景品の範囲額内〉
 - ③「抽選で〇〇円引き」
 - ④「抽選で〇〇円キャッシュ・バック」
 - ⑤「現金〇〇円プレゼント」
 - ⑥「抽選で〇〇円分の金券プレゼント」
 - ⑦「抽選で〇〇%OFF」
 - ⑧「抽選で〇〇円分のプレゼント」
 - ⑨「抽選で〇〇（現金・金券以外の商品）プレゼント」

※同一の取引に付随して、複数の景品（総付・オープンを除く）が提供される場合は合算した額が上限を超えないよう注意が必要です。

〔4〕比較広告

比較広告は、次の各項を満たすものに限り掲載します。

1. 比較広告で主張する内容が、客観的に実証されていること。
2. 実証されている数値や事実が、正確・適正に引用されていること。
3. 比較の方法が公正であること。

※他と比較して優位性を表現する場合は、確実な根拠を明示してください。

※商品の性能などを数値で表示する場合は、信用のおける公的組織などの当事者以外の第三者調査機関が調査したものに限りま。調査機関名を表示してください。

12. 車両販売の広告

中古車

- ・二重価格の表示はできません。
- ・「他にも〇〇（同車種・色違い等）あります」の表記だけで、詳細がないものは掲載出来ません。1台につき全ての表示をしてください。
- ・「〇〇万円コミコミ車」の表現はタイトルに限り表現出来ます。
その際、内容・内訳を必ず併記してください。

（例） 本体価格 △△. △万円
 諸費用 □□. □万円
 ―――
 支払い総額 〇〇万円

※価格に含まれるもの、含まれないものを明記してください。

※リサイクル料金が金額に含まれているか否かを明記してください。

※オール込みの場合は、リサイクル料金も価格に含んでください。

【表示事項】

1. 掲載車両は店舗に展示され、販売できる状態である事。
2. 車台番号下3桁以上の表示。
3. 消費税込みの販売価格。
4. 登録に要する税金（消費税は除く）、諸費用については別途必要である旨。
5. 車名、主な仕様区分（排気量、ボディタイプ、グレード、ミッションタイプ等）。
6. 初度登録年（軽自動車は初度検査年、輸入車は年式・年型）
7. 過去車歴が営業用、レンタカー等であった場合はその旨。
8. 自動車検査証の有効期限（年、月）
9. 走行距離数（未走行表示は不可）
10. 保証の有無（付無）。

「全車保証付」の一括表記も可。

保証有の場合、保証の内容・期間・距離を表示する事。

11. 定期点検整備の実施の有無。

〈有の場合〉整備費用が価格に含まれているか否か。

別途必要な整備費用の額を表示。

〈無の場合〉要整備箇所がある旨。

「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記。

12. 修復歴の有無。有の場合は「修復歴の部位について尋ねられたい旨」の付記。

13. 塗色

14. リサイクル料金に関する事項。

15. 通信販売を行う場合はその必要事項。

16. 修復歴の有無。「全車修復歴なし」の一括表記も可。

※リサイクル料金等をマークにより表示する場合、そのマークの意味を注記等により明瞭に表示。

※「検2年付」と表示する場合は、車検整備費用（乗用車は24ヶ月、商用車は12ヶ月点検整備費用）を販売価格に含める事。

※車検を付けて販売する事を前提として2年先の年月を自動車車検査証の有効期限として表示することはできません。「検/新規（2年付）」と表記して下さい。

※広告中の写真は販売現車に限ります。間に合わない場合は「NOPHOTO」等の対応をすること。カタログ写真や過去に販売した中古車の写真を表示するのは不当表示となります。

※「フェア目玉車！」等として掲載した中古車はフェア当日に販売できる事。

実際にフェア当日に販売出来なければ「おとり広告」となります。通常の在庫車として掲載している中古車はフェア前に売約済みとなっても「おとり広告」とはなりません。「売約済みとなることがある旨」を付記して下さい。

※記載例 http://www.aftc.or.jp/am_kiyaku/chuuko/hitsuyou_2.html 参照。

新車

【表示事項】

①車名及び主な仕様区分

②販売価格（消費税込みの価格）。「車両本体価格」の名称で明記。

③自動車リサイクル料金別途必要である旨。

④登録に要する税金（消費税は除く）、諸費用については、別途必要である旨。

⑤「メーカー希望小売価格」を表示した場合、価格は参考価格で、販売価格は販売業者が独自に定めている旨を明瞭に表示。

※写真と販売価格を併記する場合、写真に具体的な説明（グレード名など）を付記すると共に、その写真の車両販売価格を明瞭に表示すること。

※「値引き」「特価」「割引率」など価格が有利であることを示す場合、その根拠となる販売価格を表示すること。

※「No.1」「最高」など最上表現を使用する場合、その裏付けとなる客観的数値または根拠を付記すること。

※「新発売」「新型」など表示する場合、使用できる期間は新車発表後12か月とし、マイナーチェンジなどの発表が予定される前6か月間は表示できません。

※「燃料消費率」に使用できるデータは、公式テスト値に限るものとし、必ずその旨（国土交通省審査値であることを）を付記することが義務づけられています。「燃料消費率は定められた試験条件での数値で、実際の走行条件等により異なる」旨を付記すること。

※割賦販売価格（ローン提携販売、残価設定ローンを含む）を併記する場合次の事項を表示すること。

1. 現金で販売する価格（車両本体価格、合計金額）

2. 割賦（ローン）支払総額（車両の価格に割賦手数料を含んだ額）

-
3. 頭金の額（初回支払額）
 4. 支払い回数（期間）及び支払額、ボーナス時の支払いがある場合はその回数及び支払額、その他必要な費用
 5. 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率であること）
 6. 残価設定ローンの場合は、ローン終了時の条件（ローン終了時の車両返却の条件、別途費用が必要となる場合の条件など）

※但し書きの文字サイズは7ポイントか10級以上とする（自動車公取協）

●景品規制については景品法に準ずる。

但し、試乗、査定、アンケート等、自動車の取引に関連して提供する場合の来場者に対しては取引価格を3万円程度と扱い、総付で最高額6,000円程度としています。

13. 懸賞・景品提供の広告

懸賞など景品類を提供する広告は、懸賞金額・提供商品の最高額、景品総額の上限が決められています。懸賞の内容、締め切り期日、審査、発表日、方法などの応募要項を表示してください。

〔1〕 次のものは、掲載できません。

商品（役務を含む）の購入者に対して景品類を提供する一般懸賞、あるいは購入を条件とせず景品類を提供するオープン懸賞の広告で、法定の制限額または、各業界の公正競争規約で定める制限額を超えたものは掲載できません。

〔2〕 次のものは、景品には該当しません。

1. 正当な商習慣からみて、値引きまたは商品に付属するもの、アフターサービスと認められるものは景品類から除外されます。
2. キャッシュ・バックおよび実質的に同一とみられる商品の付加（いずれも複数回の購入を条件とする場合を含む）は、値引きにあたり景品類から除外されます。

ただし、以下の場合は景品になります。

- ①キャッシュ・バックの方法が懸賞による場合
- ②割り戻した現金の用途が制限される場合
- ③景品類の提供とキャッシュ・バックを一緒に行う場合
- ④「プレゼント」「差し上げます」など景品の提供と誤認されるような表示を行う場合

〔3〕一般懸賞

1. 商品購入者を対象に、抽選やジャンケン、パズル、クイズなどの方法により、当選者に景品類を提供するものをいいます。
2. 法定の最高額は、次の通りです。

懸賞による取引商品の価額	景品限度額	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞にかかわる売上予定総額の2%まで
5,000円以上	10万円	

※注 ①、②両方の限度内でなければならない。

〔4〕共同懸賞

1. 共同懸賞とは
 - ①商工会議所などの主催で、一定の地域（市町村など）の小売業者の相当数が共同して行う場合（年末全市連合大売り出し、氷まつりなど）
 - ②商店街等で相当多数の商店等が共同して商品購入者を対象に行う場合（年3回、年間70日まで。例：広小路商店街七夕まつりなど）
 - ③一定地域の同業の事業者が相当多数共同して行う場合（かちまいホームセンター、カメラまつりなど）をいいます。

※注 グループ企業が数社で共同懸賞は不可。

2. 法定の最高額は、次の通りです。

懸賞による取引商品の価額	景品限度額	
	①最高額	②総額
	取引価額にかかわらず30万円	懸賞にかかわる売上予定総額の3%

※注 ①、②両方の限度内でなければならない。

〔5〕総付景品（いわゆるベタ付き景品）

1. 総付景品とは、一般消費者（商品購入者や来場者の誰にでも）に対して、懸賞の方法によらないで景品を提供するもので、
 - ①商品の購入者全員
 - ②小売店が入店者全員
 - ③申込または入店の先着順のいずれかの方法によるものです。
2. 法定の最高額は、次の通りです。

景品類の提供にかかわる取引の価額	景品類の最高額	景品の総額
1,000円未満	200円	制限なし
1,000円以上	取引価額の20%	

3. 次のものは、総付景品とはなりません。
 - （1）商品の販売・使用、または役務の提供のために必要な物品またはサービス。
（例：ラジオの電池）
 - （2）見本その他、宣伝用の物品。
 - （3）自店及び他店共通で使用できる商品又は役務の取引に用いられる割引券・金額証。
 - （4）開店披露、創業記念で提供される物品またはサービス。

〔6〕オープン懸賞（独占禁止法）

1. オープン懸賞とは、一般消費者が商品の購入等の条件にしない（取引に付随しない）でクイズなどに応募するものをいいます。
2. 応募方法・回答方法が広告中表示されており、郵便ハガキ（特定の応募用紙は不可）・インターネット・FAX・電話で応募するものに限り、メーカーが取引先小売店舗に応募用紙を設置しても、原則として取引に付随しません。
3. 法定の最高額は次の通りです。

景品類限度額	
最高額	総額
制限なし	制限なし

※それぞれの業界が「公正競争規約」で自主規制している場合は、それを守らなくてはいけません。

4. 次の場合は、「オープン懸賞とはみなされません」ので注意してください。
 - （1）「詳しくは店頭で」などの表現が広告文中にある場合。
 - （2）店頭の応募用紙を利用する場合や、「郵便ハガキまたは店頭備えつけの応募用紙で」などの併用の場合。
 - （3）メーカーと小売業者の共同企画の場合。
 - （4）商品を購入することにより、経済上の利益の提供を受けることが可能または容易になる場合。

〈例〉商品を購入しなければ解答やそのヒントが分からない場合、または商品のラベルの模様を模写させるなどのクイズを新聞広告に出題し、解答者に対して提供する場合。
 - （5）次のような自己と特定の関連がある小売業者またはサービス業者の店舗への入店者に対して提供、応募用紙を設置する場合。
 - ①自己が資本の過半を拠出している小売業者またはサービス業者。
 - ②自己とフランチャイズ契約を締結しているフランチャイジー。
 - ③その小売業者またはサービス業者の店舗への入店者の大部分が自己の供給する商品などの取引の相手方であると認められる場合。

（例：元売業者と系列ガソリンスタンド）
 - （6）当選者発表を店舗内だけで行う場合。
 - （7）当選者に店舗まで賞品を取りに来てもらうことは原則問題ないが、応募者のほとんどを当選者とし、取りに来させる場合。
5. 景品の額、景品総額規制の適用除外
高度の知識、技能などを必要とする論文、小説、図案などの精神的労作を懸賞募集する場合、景品の額・景品総額の規制の適用が除外され、金額の上限規制はありません。

〔7〕注意事項

1. 取引価格について
 - （1）景品類の提供者が小売業者である時は、購入を求める金額が取引価格になります。
 - （2）景品類の提供者が製造業者や卸売業者であるときは、景品提供を実施している地域の通常の小売価格が取引価格になります。
 - （3）商品購入を条件とせず店舗入店者に景品類を提供するとき、または購入を条件とはするが、購入額の多少を問わない場合は、その店舗で販売されている全商品のうち最低のものが取引価格になります。もし最低のものの取引が著しく少ないときは、通常行われる取引の最低のものが取引価格の基準となります。

2. 景品額について

- (1) 景品額は特別に大量・安価に仕入れた特別価格は基準とはならず、一般の小売価格で算定します。
 - (2) 景品は金品だけでなく旅行招待などの役務の提供も含まれます。旅行優待などもその業者負担金額分が景品額に相当します。
 - (3) 宝くじを景品として使用する事は可能です。その場合は賞金金額ではなく、宝くじの購入価格が基準となります。
3. 医薬品を景品、賞品として提供することは禁じられています。
4. 一つの取引に付随して二つ以上の景品額の提供が行われる場合
- (1) 同じ事業者が行う場合、別々の企画であっても、合算した額が景品額になります。
 - (2) 他の事業者と共同で行う場合、別々の企画であっても、事業者がそれぞれ、合算した額の景品額を提供したとされます。
5. 同じ企画で数回景品を獲得できる機会を与える場合は、その取引について定められている景品制限額を超えてはいけません。
6. 2つ以上の商品を組み合わせて販売（セット販売）されていることが明らかな場合には、原則として景品類に該当しないことを明確化する。但し、「プレゼント」等と称して提供する場合などは景品類に該当します。
- 「Bはサービス」という表示は不可。
 - Aが売れていて、Bが処分というのが明らかな場合は不可。（独占禁止法の抱き合わせ販売）
7. 本紙に掲載された懸賞広告の当選発表は、本紙で行うことを原則とします。
8. 新聞社が景品を提供する場合、一般のルールとは異なる額の制限がありますので注意が必要です。なお、販売店は、発行本社の関与なしに単独で懸賞を実施することはできません。

区分	取引価額	最高額	総額の最高限度
一 般 懸 賞	5 0 0 0 円未満	取引価額の 1 0 倍	売上予定総額の 0. 7%
	5 0 0 0 円以上	5 万円	
共 同 懸 賞	(新聞販売店のみ)	1 5 万円	売上予定総額の 1. 5%
	(新聞社)	3 0 万円	売上予定総額の 3%
総 付 け 景 品		取引価額の 8% または 6 か月分の購読料の 8% のいずれか低い金額	

※編集企画の場合（編集に対してのアンケート、クイズの回答、将来の予想など）は上記とは別に 3 万円が限度となっています。

14. クーポン広告（新聞業公正競争規約）

クーポン広告とは、クーポン券の付いた広告をいいます。クーポンには「割引券」、「見本等請求券」、「資料請求券」に分かれます。クーポン付き広告は、それを手にした人が漏れなく利益を受けられるのが大原則です。で、「抽選応募券」や「懸賞応募券」は禁止されています。但し、映画館の入場割引券のように収容人員に限りがある場合など合理的理由がある場合は、「先着〇名様限り」のような表示でも差し支えないですが、一般的には「先着１０００名様」と告知した場合でも、仮に新聞広告を見て５０００名が来店した時は５０００名全員にクーポンを利用させなければなりません。また、「割引券」と「見本等請求券」にはそれぞれ必要な表示があります。

〔１〕新聞業における公正競争規約の「クーポン付き広告に関する規則および同運営細則」を順守してください。

〔２〕注意が必要な業種・商品があります。

1. 広告中に値引きクーポンを付けられない業種・商品
【医薬品、タバコ、宅急便、公共料金など】
2. 広告中に値引きクーポンを付けることはできるが制限される業種・商品
【旅行業、米、しょうゆ、酒類、中古品など】

〔３〕割引券

1. 「割引券」の券面表示

次の事項すべてを、券面に表示してください。

- （１）広告主名または割引券が使用できる実施店舗
- （２）割引券が使用できる実施店舗の所在地（企業やチェーン店など、明らかに分かる場合、省略可）
- （３）割引券が使える対象商品または、役務（サービス）の内容
 - ①割引券は「１商品１枚」です。「１枚で４名様まで使用可」など、使用人数に幅があるときは表示してください。
 - ②この「商品」とは、固有名詞、特定の名称のある商品（ブランド名）にとどまらずその「商品」の形状・サービスの内容が具体的に特定できる表現であればかまいません。
 - ③３個を１パックにしたもの、４個を１パックにしたものなどは、１商品として１枚のクーポン券でかまいません。「セット券」「ペア券」「親子割引券」も１枚のクーポン券でかまいません。
 - ④映画の「割引券」などで、「何名様まで１回限りお一人△△円引き」は、一人の入場料金が明らかになっていれば可能です。
 - ⑤「〇〇１個につき１００円引き、２個まで割引」は認められています。しかし、１００円券を２枚持っていて、１つの商品を２００円引きにはできません。
- （４）割引の額、または率

(5) 元となる商品やサービスの金額

(例) 「自店通常価格〇円のところ、50円引き」
「メーカー希望価格〇円のところ、〇%引き」

(6) 割引券の使用有効期限

刷り込みハガキ型の割引券の場合は、ハガキの差し出し有効期限は「消印有効」「〇日必着」などと表示できます。

(7) 対象商品やサービスの数量、重量、形状、その他の必要事項。

内容が明らかな場合は、省略もできます。

2. クーポン規則の上で上限の規制はありませんが、次の点に注意してください。

- (1) 独占禁止法の不当廉売や、景品表示法の不当表示にならないようにしてください。
- (2) 広告主が所属する業界の公正競争規約に、割引クーポンを認めていない場合があります。
- (3) 再販指定商品については、メーカーの了解が必要です。
- (4) タクシー料金など料金が認可制のものは主務官庁への確認が必要です。

〔4〕見本等請求券

1. 「見本等請求券」とは

「見本請求券」「試供品請求券」「商品引き換え券」「粗品進呈券」「役務の無料券」「無料の招待券」などをいいます。

2. 見本等請求券には、2種類あります。

「商品の購入」は条件でないが

(1) 広告主の商品・役務の取引に付随するもの	①小売店が広告主で、自店で見本等を提供する場合。
	②メーカーが広告主で、専売店または直営店で見本等を提供する場合。
(2) 広告主の商品・役務の取引に付随しないもの	①売店が広告主で、店舗でなく郵送などにより見本等を提供する場合。
	②メーカーが広告主の場合。ただし、専売店または直営店で見本等を提供する場合を除く。

3. 「見本等請求券」もクーポン規制の上では上限の規制はありませんが、次の点に注意してください。

- (1) 広告主の所属する業界の公正競争規約によって制限されている場合があります。
- (2) 景品表示法の告示により、価格が制限されている場合があります。

4. 「見本等請求券」の券面表示

次の事項すべてを、券面に表示してください。

- (1) 広告主名または使用できる実施店舗。
- (2) 使用できる実施店舗の所在地。
- (3) 使える対象商品または、役務（サービス）の内容。
- (4) 使用有効期限。

〔5〕その他

- 1. 「資料請求券」は、その商品または役務についての純粋の資料である限り「新聞のクーポン付き広告に関する規制」の適用は受けませんので必要表示事項はなく、自由に掲載できます。
- 2. 新聞社や販売店、その関連会社は親事業者が発行、販売する新聞のクーポン付き広告の広告主にはなれません。

-
3. 応募券やクーポンの事前告知、読者プレゼント、「本紙読者のみ当たります」などは新聞取引付随になり、本紙の景品類になるので、掲載できません。
 4. 「掲載紙全体を提示すること」や「掲載紙名を告知すること」を割引や商品引き換えの条件にすると、掲載した新聞との取引付随が問われることになります。
 5. 使用対象・条件を絞ったクーポン広告は、券面または広告面に対象者以外の人が誤使用のないように、使用対象・条件を明示してあれば掲載できます。
例：①「学生（女性）に限ります。」
②「晴れの日だけ」
③50歳以上の方にお使いいただけます。
④午後だけ

15. 割賦販売の広告（割賦販売法）

〔1〕「割賦販売」とは

月賦、クレジットによる販売のことをいいます。月賦、クレジットは契約期間が長期になるので、消費者と販売会社との間でトラブルが発生することがあるため、「割賦販売法」で表示する事項が定められています。割賦販売は、購入者から代金を2ヵ月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として指定商品を販売することをいいます。

※実質年率以外の利率（アド・オン、日歩、月利など）の表示は実質年率が併記している場合でも一切使用出来ません。必ず「実質年率」と併記して下さい。

〔2〕割賦販売方式の広告は「現品の先渡し」を原則とします。

〔３〕定義とともに使用すべき用語が定められていますので注意して下さい。また、文字、数字の大きさは 8 ポイント以上の活字を使用しなければならない事が決められています。

割賦販売	ローン提携販売	割賦購入あっせん
現金販売(提供) 価格(現金価格)	現金販売(提供) 価格(現金価格)	現金販売(提供) 価格(現金価格)
割賦販売(提供) 価格(割賦価格・分割払い価格)	支払総額	支払総額
月賦価格	頭金	頭金
前払い式割賦販売価格(予約積立価格)	申込金	申込金
月掛け予約価格	返還期間(返済期間)	支払期間
頭金(初回金)	返済回数(返済回数)	支払い回数(分割回数)
申込金	融資手数料	割賦購入あっせんの手数料(分割払手数料)
支払期間	実質年率	実質年率
支払い回数(分割回数)	分割返済金(分割返済額)	支払い分(分割支払額・分割支払金)
割賦手数料(分割払い手数料)		
実質年率		
賦払い金(分割払い金)		
月掛け金		

〔４〕その他、割賦販売法に従い、次の各項を表示してください。

１．割賦販売〔自社割賦ともいわれる〕

- (１) 広告主名及び、商品名、所在地、電話番号。
- (２) 現金販売価格および割賦販売価格
- (３) 支払い期間および支払い回数。
- (４) 割賦手数料(＝割賦販売価格－現金販売価格)が 2, 500 円以上の場合はその実質年率。
- (５) 頭金(初回金)または申込金。
- (６) 各回ごとの支払金
- (７) 解約についての条件。

※尚、(５)・(６)・(７)は明記しなくても可ですが、明記しておいた方がより好ましい。

２．ローン提携販売

メーカーや販売業者の保証により、金融機関から購入資金を分割払いで借りる方式のもので「自動車ローン」や「住宅ローン」「ピアノローン」「家電」が代表的なものです。

- (１) 広告主名および、所在地、電話番号。
- (２) 現金販売価格および支払い総額。
- (３) 返済期間および返済回数。
- (４) 借入金の実質年率およびその他の手数料。
- (５) 提携金融機関名。
- (６) 頭金または申込金の額。
- (７) 分割返済金。
- (８) 解約についての条件。

※尚、(６)・(７)・(８)は明記しなくても可ですが、明記しておいた方がより好ましい。

3. 割賦購入あっせん

購入者が信販会社や専門店などの割賦購入あっせん業者の発行するチケットやカードで購入し、一方販売者はあっせん業者から代金の支払いを受けるもので、最後にあっせん業者が購入者から代金を分割して回収する方法をいいます。したがって、購入者が購入資金を借り入れる形になるので、融資条件に不明確な点があるとトラブルの原因になる場合があります、注意が必要です。割賦購入あっせん業者は経済産業省への登録が必要です。協同組合やその連合会などは登録は不要です。

- (1) 広告主名、所在地、電話番号。
- (2) 広告上、個々の商品やサービスについて触れる場合は、その現金販売または提供価格と支払総額。
- (3) 代金の支払い期間及び支払い回数。
- (4) 諸手数料の実質年率。
- (5) 支払総額の具体的算定例
- (6) 購入限度額がある場合はその金額。
- (7) その他の特約がある場合はその条件内容（資格、保証人、担保、区域など）。

4. 前払い式割賦販売〔「前払い式（予約式）」「積み立て式」といわれる〕

商品購入者が月掛けで積立をし、一定額または全部の積み立てが終わった時に、商品を購入者に渡す方式です。主に、ミシン、手編機、ベッド、楽器、家庭用電気器具の業界で採用されています。購入者保護のため、経済産業大臣の許可を受けた事業者でなければ営業できません。

※審査の上、掲載の可否を決定します。

- (1) 広告主名、所在地、電話番号及び商品名。
- (2) 現金販売価格および割賦販売価格。
- (3) 支払い期間および支払い回数。
- (4) 割賦手数料（＝割賦販売価格－現金販売価格）が2,500円以上の場合は、その実質年率。
- (5) 商品の引き渡し時期。
- (6) 頭金（初回金）または申込金。
- (7) 各回ごとの支払い金。
- (8) 解約についての条件。

※尚、（6）・（7）・（8）は明記しなくても可ですが、明記しておいた方がより好ましい。

5. 前払い式特定取引

「冠婚葬祭互助会」や「〇〇（デパート）友の会」などの名称で、婚礼や葬儀の施設や衣服その他の便宜を提供するもので、事前に支払い金額を取り決め、分割して支払う方法です。この方式も、利用者が役務（サービス）の提供を受ける前に業者に支払うので、経済産業大臣の許可を受けた業者に限り、掲載できます。

- (1) 広告主名、所在地、電話番号及び役務の内容または商品名。
- (2) 各回ごとの支払い金額、支払い回数ならびに支払いの時期、支払い方法。
- (3) 役務の提供や、商品の引き渡しを行うものの名称。
- (4) 役務の提供や、商品の引き渡し時期。
- (5) 経済産業大臣が指定した前受け金保証機関名。
- (6) 解約についての条件。

※アド・オン表示は掲載できません。また実質年率との併記も掲載できません。

※単に割賦販売を扱う旨のみの広告であれば上記事項の表示は必要ありません。

16. 通信販売の広告（訪問販売法）

〔1〕通信販売の広告は、「訪問販売などに関する法律」を順守してください。

〔2〕「商品先渡し」を原則とし、実体があいまいなものは掲載できません。

〔3〕次の商品の広告は、掲載できません。

1. 法規に反するもの。
2. 危険物（爆発、発火のおそれのあるもの）、ペット類。
3. 許認可が必要な使用品・器具で、承認・許可のないもの。
（医療用具、電気・ガス器具、消化器など）
4. わいせつな出版物、写真、ビデオ、その他のいかがわしい商品。
5. その他、通信販売にふさわしくないと本社が判断したもの。

〔4〕次の各項を表示してください。

1. 広告主名、所在地、電話番号。（商品の申込み先と所在地が異なる場合は、その旨）
2. 商品名、内容（材質、品質、サイズ容量など）。
3. 販売価格。（送料・組み立て費などこれ以外に購入者が負担する費用がある場合は、これを明確に表示）
4. 代金の支払い時期と方法。
5. 代金の引き渡し時期（期間または期限をもって表示）。
6. 解約、返品、交換の条件。
〔期間、費用、返品に制限がある場合は、その内容。返品期限とともに送料負担なども明記。返品を認めない場合は、「返品不可」または「瑕疵（かし）がある場合以外の返品、交換はできません」等と表示する〕
7. 申し込みの有効期間がある時は、その期限。
8. 割賦販売の場合はその必要事項
9. その他
 - （1）商品の販売数量の制限など、特別の販売条件があればその内容。
 - （2）かくれた瑕疵（かし）の責任について、特に定めがある場合はその旨。
 - （3）児童、未成年者向けの商品広告には、「保護者の署名・押印のある購入申込書が必要」と、広告中表示してください。

17. 代理店・フランチャイズチェーン募集、副業などの広告

〔1〕次の各項を明示してください。

1. 広告主名、所在地、電話番号。
2. 営業内容、取引態様（代理店、FCなど）。
3. 店舗必要の有無（必要な場合はその条件）。
4. 保証金、権利金、加盟金などの額…（不要の場合はその旨）。
5. 開店資金の額（仕入れ代金など）…（不要の場合はその旨）。
6. 契約、解約上の重要事項。（買い取り制、ノルマ制の場合や解約条件など）
7. その他、当社が必要と判断した事項。

〔2〕代理店・フランチャイズチェーン募集、副業等の「説明会」開催の広告

説明会の告知のほかに、次の各項を表示してください。

1. 広告主名、所在地、電話番号。
2. 営業内容、取引態様（代理店、FCなど）。
3. 店舗必要の有無（必要な場合はその条件）。

〔3〕次のようなものは掲載できません。

1. 広告主の実態、仕事の内容があいまいなもの。
2. 広告表現の不明確なもの。
3. 利益、歩合率などを誇大に表現したもの。
4. 初心者でもすぐに高収入が得られるような表現のもの。
5. 入会金、契約金を集めたり、機会、材料などを売りつけるのが目的とみなされるもの。
6. 応募者に著しく契約内容が不利なもの。
7. その他、広告主の実態などが本社で確認できないもの。

18. マルチ商法の広告

連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法を行っている企業の広告は掲載しません。また、マルチまがいの広告も掲載しません。

19. 不動産の広告

不動産の広告は「不動産の表示に関する公正競争規約」ほか、関係諸法規に従って掲載します。掲載にあたっては、別表による必要表示事項及び当社内規が定められています。

〔1〕 売地、貸地、分譲宅地

	記 載 事 項	営 業	不 動 産	個 人
1	広告主の名称	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主又は広告主の事務所の電話番号	○	○	○
4	免許証番号	○	○	
5	所属団体名	○	△	
6	取引態様（売主、代理、仲介、自社物件等の別）	○	○	
7	広告主と売主とが異なる場合、売主の名称及び免許証番号	○		
8	物件の所在地	○	○	○
9	交通表示（バス停〇分、または最寄りの駅までの距離） ※注 1	○	○	△
10	総区画数	○		
11	販売区画数	○		
12	区画面積（営業）、土地面積（私道負担があるときは、その旨及びその面積）	○	○	○
13	地目及び用途地域	○	○	○
14	建ぺい率及び容積率	○	○	○
15	市街化調整区域に所在する場合、その旨及びその制限に関する事項 ※2	○	○	○
16	現況有姿分譲地 ※3	○	○	○
17	法令に基づく許可等の処分を要するときは、その許可等の番号。その他の場合は、工事に着手した年月（完成済みの場合は省略可）	○		
18	道路の幅員及び舗装の有無	△		
19	工事の完了予定年月（完成済みの場合は年月を省略可）	○		
20	価格（貸地の場合は敷金の表示も必要）	○	○	○
21	国土法による許可または届け出を必要とするときはその旨	△		
22	取引条件の有効期限	○		

※注 1 徒歩 1 分間とは距離 80 メートル。交通機関の種別とその所要時間。最寄り駅、停留所から物件までの徒歩所要時間。「帯広駅まで〇分」など、自動車での距離表示のみは不可。

※注 2 「市街化調整区域につき生活に必要な施設はなく、建築及び宅造不可」等と明確に表示。

※注 3 「当分譲地は現況有姿分譲ですから、建築して生活に必要な施設はありません」等と表示。（沿道サービス業は建築可）

※注 地続きにもう 1 区画以上同じ条件の土地や貸地がある場合は「同条件」と表示。

※注 上物有りの表現は、当該土地に立派（上等）な家屋が存在すると誤認されるおそれがあるので、「古家あり」と表示する事。

〔２〕 売家、分譲住宅

	記 載 事 項	営 業	不 動 産	個 人
1	広告主の名称	○	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	○	
3	広告主又は広告主の事務所の電話番号	○	○	○
4	免許証番号	○	○	
5	所属団体名	△	△	
6	取引態様（売主、代理、仲介、自社物件等の別）	○	○	
7	広告主と売主とが異なる場合は、売主の名称及び免許証番号	○		
8	物件の所在地	○	○	○
9	交通表示（バス停○分、または最寄りの駅までの距離） ※注 1	○	○	△
10	総戸数	○		
11	販売戸数	○		
12	敷地面積（私道負担があるときは、その旨及びその面積）	○	○	○
13	建物面積又は間取り	○	○	○
14	連棟式住宅であるときは、その旨	○	○	○
15	道路の幅員及び舗装の有無（販売戸数が9戸以下の場合は省略可）	○		
16	設備等の概要	○		
17	宅建業法第33条に規定する許可等の処分番号（建築確認申請番号）（建物が完成済みの場合は省略可）	○		
18	建築年月日（工事の完了年月または、完了予定年月）	○		△
19	建築年月		○	○
20	価格 ※注 2	○	○	○
21	国土法による許可または届け出を要とするときはその旨	○		
22	広告有効期限 ※注 3	○	○	○

※注 1 「帯広駅まで車で○分」等、自動車での距離表示のみは不可。

※注 2 新築の場合「応談」は不可。

※注 3 不動産業者及び個人物件は、新築の場合は必要。

※建築後1年以上経過している物件は、10、15の事項を省略可。

〔3〕 売店舗

	記 載 事 項	不動産	個人
1	広告主の名称	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の電話番号	○	○
4	免許証番号	○	
5	所属団体名	△	
6	取引態様（代理、仲介、自社物件）	○	
7	物件の所在地	○	○
8	物件の面積（坪数）	○	○
9	価格 ※注 1	○	○
10	交通表示（バス停〇分）	○	△
11	リース可の場合はその旨を表示する	○	○
12	建築年月	○	△

※注 1 権利譲渡の場合は「価格は相談に応じます」の表示でも可。

「居抜きのまま、備品付」等はあるべく表示する。

〔4〕 貸室・貸家・貸マンション

	記 載 事 項	不動産	個人
1	広告主の名称 ※注 1	○	※注 1
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の電話番号	○	○
4	免許証番号	○	
5	所属団体名	△	
6	取引態様（代理、仲介、自社物件）	○	
7	物件の所在地	○	○
8	建物面積、専有面積または間取り	○	○
9	家賃・敷金	○	○
10	管理費を必要とする時はその月額 ※注 2	○	○
11	交通表示（バス停〇分）	○	△
12	建築年月 ※注 3	○	△

※注 1 掲載する物件が一つの場合は「持主」でも可。

※注 2 権利金、礼金等必要なときは表示。

※注 3 新築の場合は、入居予定年月を表示。

※下宿の場合…下宿の掲載は上記の記載事項の中で、下宿料（食事等）、間取りを表示。

〔5〕 売マンション

	記 載 事 項	不動産	個人
1	広告主の名称	○	○
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の電話番号	○	○
4	免許証番号	○	
5	所属団体名	○	
6	取引態様（代理、仲介、自社物件）	○	
7	物件の所在地	○	○
8	敷地面積（私道負担がある場合はその旨、面積）	○	○
9	建物面積又は間取り（専有面積）	○	○
10	建築年月	○	○
11	連棟式の場合	○	○
12	価格	○	○
13	交通表示（バス停○分）	○	△

※注 一棟を売る場合は、家賃収入又は表面利回り率を表示。

〔6〕 貸事務所・貸店舗（スナック）

	記 載 事 項	不動産	個人
1	広告主の名称	○	※注 1
2	広告主の事務所の所在地	○	
3	広告主の電話番号	○	○
4	免許証番号	○	
5	所属団体名	○	
6	取引態様（代理、仲介、自社物件）	○	
7	物件の所在地	○	○
8	物件の面積（坪数）	○	○
9	賃料・敷金（権利金、礼金等必要の時は表示）	○	○
10	交通表示（バス停○分）	○	△
11	建築年月	○	△

※注 1 掲載する物件が一つの場合は「持主」でも可。

〔7〕 シリーズ広告

シリーズ広告とは…「分譲宅地」「新築分譲住宅」「新築分譲マンション」「新築賃貸マンション」に関する広告であって一つの企画に基づき、1年以内に、順次、連続して4回以上又は6ヶ月以内に3回以上にわたって行う一連の広告。

1. 「分譲宅地」「分譲住宅」「分譲共同住宅」の新規物件についてのみ掲載することができます。すでに販売が行われている物件については不可です。

-
2. 一連の企画に基づき当該物件の所在地、立地条件、規模、形質、環境などの表示内容を順次連続して展開しなければなりません。
 3. 初回から最終回まで、原則として同一スペースとします。最終回の広告は掲載範囲、スペースを拡大することができます。
 4. 1年以内に4回以上、又は6ヶ月以内に3回以上広告しなければなりません。
 5. シリーズ広告の物件が住宅金融公庫融資付き予定のものは、「住宅金融支援機構付き予定」と表示できますが、融資予定額その他融資条件は一切表示できません。
 6. シリーズ広告の各回の広告に、次の全ての事項を明示してください。
 - ①シリーズ広告である旨
 - ②シリーズ広告の回数
 - ③シリーズ広告中における当該広告の順位
 - ④次回の広告掲載の予定日（最終回を除く）
 - ⑤契約、予約の申し込みに応じない旨、及び名目のいかにを問わず申し込みの順位の確保に関する措置を講じない旨（最終回を除く）

〔8〕 予告広告

予告広告とは…価格などが未定のため、直ちに販売または賃貸できない「分譲宅地」「新築分譲住宅」「新築分譲マンション」「新築賃貸マンション」についてその販売または賃貸開始時期などをあらかじめ告知する広告。

次の事項を明記してください

- ①予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさで記載）
- ②価格若しくは賃料が未定である旨又は予定最低価格（賃料）、予定最高価格（賃料）及び予定最多価格帯
- ③販売予定時期又は取引開始予定時期
- ④販売または取引開始までは契約・予約（仮予約含む）に応じない旨
- ⑤予告広告をする時点において、すべての予定販売区画、予定販売戸数を一括して販売（取引）するか、又は数期に分けて販売（取引）するかが確定していない場合、その旨及び予告広告以降に行う本広告において販売区画数、販売戸数又は賃貸戸数を明示する。

〔9〕 条件付き土地の物件広告

条件付き土地とは…自己の所有する土地を販売するに当たり、その土地に自己の指定する建設業者（指定しない場合もあり）との間に、3ヶ月以上で一定期間内に建物を建築することを停止（解除）条件とするもの。

以下の事項を明記してください。

- ①取引の対象が建築条件付土地である旨
 - ②建築請負契約を締結すべき期限及び建築条件が成立しない時は、土地売買契約は解除され、土地の買主から受け取った金銭はすべて遅延なく返還される旨
- 例：この土地は、土地売買契約後3ヶ月以内に、〇工務店と建物の建築請負契約を締結することを条件に販売します。この期間内に建築請負契約を締結されなかった場合は、土地売買契約は白紙となり、受領した土地代金は全て返還いたします。

〔10〕副次的表示

副次的表示とは…「分譲宅地」・「新築分譲住宅」・「新築分譲マンション」・「新築賃貸マンション」に関するもので、主に取引しようとする物件に加えて、別物件の取引の表示。

※副次的表示で、その場所が特定できる表現の場合、その物件の必要事項は省略できません。

〔11〕不当表示

次のものは表示できません。

- ①現況有姿分譲地（一団の土地を一定面積以上の区画に区分けして売買する山林、原野等の土地であって、分譲宅地及び売地以外のもの）の交通機関、建設計画や都市開発計画の存在を強調し投資や利殖の手段となるような誤解される表示。
- ②ローン提携でないにもかかわらず、ローン提携販売と誤認される支払方法の表示。
- ③実際に存在しない、あるいは取引しない不動産について実際に取引できると誤認さされる表示。
- ④国、公共団体が取引の主体となり、又は後援していると誤認される表示。
- ⑤一般に信用ある事業者の商号を自己の商号として表示することにより、その信用度を誤認される表示。
- ⑥重大な瑕疵（かし）があるものをないように誤認される表示。
- ⑦不動産の造成、建築完了後の状態と著しく異なる見取図又は完成予想図の表示。
- ⑧租税特別措置法による優良な宅地又は住宅の供給に寄与する旨の認定に関する事項について表示することにより、実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。
- ⑨その他一般消費者を誤認させる表示。

〔12〕特定用語の使用基準など

〈「業としておこなう」とは？〉

マンション1棟あるいは土地を所有している個人が、これを処分しようと分譲形式売り出すと宅建業法違反になるおそれがあります。宅建業法では宅地建物取引業を「宅地建物の売買、交換、貸借またはこれらの代理もしくは媒介する行為で業としておこなうもの」と定義し、「業として行う」の意味を「不特定多数の人を相手に反復継続して行う行為」としています。つまり、分譲するということは、営利を目的としているか否かに関係なく「業として行う」と見なされ、宅建業者でなければ無免許営業とされます。マンション1棟あるいは土地全部を一括売りにする場合でも、最初から転売を目的とし（業として行い）、または、不動産物件を繰り返し（反復継続）売買した場合は宅建業法違反となります。

〈不当表示〉

①不当な二重価格表示 ②おとり広告 ③不当な比較広告④その他の不当表示の項目があります。表示または一定の事実を表示しないことにより、「一般消費者が実際のものより優良・有利と誤認されるおそれがあるもの」をすべて不当表示としています。

〈特定事項等の明示義務（瑕疵物件）〉

一般消費者が通常予期することが出来ない物件の地勢、形質、立地、環境などに関する事項、または、取引の相手方に著しく不利な取引条件は、瑕疵の内容を明示（7ポイント以上の活字で明瞭に）しなければならないと定められています。掲載していない場合は違反広告となります。広告する時点で明らかに分かっている瑕疵は必ず表示しなければなりません。

〈面積はメートル法〉

面積はメートル法で表示。この場合、1平方メートル未満の数値は切り捨てで表示し、坪表示をしたい場合は平方メートル表示と併記する事。

〈徒歩による所要時間〉

徒歩による所要時間は、道路距離 80 メートルにつき 1 分間を要するものとして算出した数値を表示することと決められており、1 分未満の端数が生じたときは、1 分として算出することになっています。従って、不動産広告において、「約〇分」といた表示は不適切な表示となります。

次のものは掲載できません。

1. 「完全」・「完ぺき」・「絶対」・「万全」など全く欠けるところがない又は全く手落ちがないことを意味する用語。
2. 「日本（業界）一」・「日本初」・「超」・「当社だけ」・「他に類をみない」・「抜群」「特別仕様」など競争事業者の供給するもの又は競争事業者よりも優位に立つことを意味する用語。
※ただし、客観的、具体的な事実に基づく場合であり、その事実に関するデータを保有している場合はこの限りではありません。その場合理由を併記する事。
3. 「特選」・「厳選」など一定の基準により選別されたことを意味する用語。
4. 「最高」・「最高級」・「極」・「特級」・「最適」など最上級を意味する用語。
5. 「お買得」・「掘出」・「土地値」・「格安」・「投売り」・「破格」・「特安」・「激安」・「バーゲンセール」・「安値」「特価」など著しく安いという印象を与える用語。
6. 「完売」など著しく人気が高く、売行きがよいという印象を与える用語。
※ただし、客観的、具体的な事実に基づく場合であり、その事実に関するデータを保有している場合はこの限りではありません。

〔13〕景品類の提供

1. 景品類の最高額、総額の制限は以下の通りです。
(1) 一般消費者に対する景品類の提供の制限（景品規約第3条関係）

景品類の提供の方法	景品類の最高限度額
①一般懸賞景品 (来場者、購入者等に抽選等で提供する場合)	取引価額の20倍又は10万円のいずれか低い価額 (取引予定総額の2%以内)
②総付景品 (購入者全員に、又は先着順で提供する場合)	取引価額の20%又は100万円のいずれか低い価額
③共同懸賞景品 (多数の事業者が共同して実施する年末大売り出し等で抽選等で提供する場合)	30万円 (取引予定総額の3%以内)
④取引の勧誘をする旨を明示しないで行う旅行等への招待、優待	0円（禁止）

(2) 取引価額（景品規約施行規則第5条関係）

取引態様等		取引価額
①売買等で売主又は代理の場合		・物件価格
②賃貸	貸主又は代理の場合で賃貸住宅等の場合	・賃貸借契約を締結するために必要な費用の額（敷金など賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く。）
	貸主又は代理の場合で借地権付物件の場合	・権利金など返還されない金銭の授受があるものは、当該権利金の額（保証金、敷金など賃貸借契約満了後に返還される金銭を除く。）
③媒介の場合		・媒介報酬限度額（ただし、売主、貸主等と共同して行う場合はそれぞれ上記による。）

- 取引の勧誘を行うことを明らかにしないで行う旅行、視察会または観劇などは、招待・優待のいかんを問わず一切できません。
- 購入住宅をモデルハウスとして使用する場合は、その住宅が存在する地域の家賃相場を基準としてください。
 - アンケートに回答する場合の謝礼は1回につき1,000円程度です。
 - 次のものは景品類の提供になりません。
 - ①価格の減額や利息の減率。
 - ②補修、点検工事などのアフターサービス
 - ③電気、ガス、冷暖房施設、照明器具、暖房設備、畳、建具、造り付けの家具、付帯施設の利用権など。

〔14〕値下げ二重価格表示（以下①～⑤全て該当時）

①建築後2年以下で未使用マンション・建売住宅の広告において、②値下げの3か月以上前に公表された価格で、かつ、③値下げ前3か月以上に亘り実際に販売していた④値下げ前の直近の価格を比較対照価格（旧価格）として表示出来ませんが、⑤「旧価格」の公表時期と値下げ時期を併記しなければなりません。

〔15〕投資用物件に関する表示

1. 節税効果

①「不動産収入が赤字となる場合であり、黒字となる場合は納税額が増加する旨を表示」し、さらに②「不動産所得にかかわる必要経費が減少した場合、節税効果も減少する旨を表示」することになっています。また、具体的な計算例を表示する場合は「①当該物件を購入した年度（初年度）の次の年度以降のものを表示し、②次年度以降の計算例と併せて表示し、かつ、③初年度の節税効果を強調しないときに限り、初年度の計算例を表示することが出来る」となっています。

2. リースマンションなどの賃料収入の表示

家主の希望により売主などが転貸目的で、家主から賃借し、賃料を支払う事を条件としている借り上げ契約（サブリース）の場合には、家主と売主などとの間に結ばれる賃貸借契約に関する以下の表示が必要です。

- ①権利金、礼金、敷金、保証金などの支払いの有無及び支払うときはその額
- ②月額賃料
- ③賃料のほかに管理費などの支払うかどうかの別
- ④賃借期間
- ⑤契約更新及び賃料改定に関する事項など

〔禁止事項〕裏付ける合理的な根拠を示す資料を有している場合を除き、以下の表示は出来ません。

- ①将来に亘って、賃料市場における商品価値を確実に保持するかのような表示
- ②将来に亘って、確実に安定した賃貸収入が確保されるかのような表示
- ③将来に亘って、資産価値が確実に増大するかのような表示

3. 投資用物件などの「利回り」表示

「利回り」を表示するときは、

- ①「1年間の予定賃料収入の不動産取得対価に対する割合である旨」
- ②「公租公課や物件の維持管理費用など必要経費の控除前である旨」
- ③「予定賃料収入が確実に得られることを保証するものではない旨」

など、利回りの算定根拠の明示が必要です。

※賃貸契約や実績がない新築物件における賃料表示には、近隣で同等物件を参考に想定賃料を算出することになります。実勢とかけ離れた賃料を記載すると虚偽広告になります。

〔16〕物件案内広告についての内規

1. 「貸マンション」を「貸マン」等と省略表示は出来ません。
2. 間取りは簡略表示しても構いません。（句点は入れる）
＜例＞居間兼台所10畳、和室6畳、洋室6畳 → 居兼台10、和6、洋6
また、和室が2室ある場合は、和6×2、あるいは和6（2室）と表示してよい。
3. 家賃の表示
＜例＞可 → 35,000円、3万5千円 不可 → 3.5万円
可 → 敷金1ヵ月分、敷金1ヵ月 不可 → 敷1、敷金1
4. バス停は徒歩が基本である。 ＜例＞バス停5分
5. 「帯広市〇条〇丁目に〇〇の物件あり」の事項に物件の所在地は表示できない（地区名までは可）
＜例＞「その他、貸家あります」「その他、札内地区に貸マンションあります」
6. 物件所在地の簡略は不可。
「帯広市〇条〇丁目…」のように、最低「…〇丁目」までは表記する事。
7. 個人で2つ以上の物件を掲載（住所が違う複数の物件も同様）する場合は（持主）ではなく広告主名称を表示する。
8. 個人物件において、連絡先電話番号を携帯番号にしても構いませんが、固定電話番号との併記が望ましい。
9. 「新築」と表記した場合は個人物件であっても「建築年月」を併記する事。
10. スペースは2段2.5cm（貸マンションの場合は3cm）以上～2段37.5cmまで。
11. 二重価格（家賃値下げしました等）は不可。
12. その他、不動産広告表示規約に準じる。

【制作上の注意】

- ①物件案内広告は目立たせることはできません。シンプルに制作してください。
- ②キャッチフレーズ・副次的文言等は見出し、社名ロゴより小さい文字で最後尾、最下段で、全体の3分の1以内であれば表示出来ます。（ロゴのみ見出し前の表示可）
※広告上の物件に関する補足タイトルは、上段でも構いませんが17ポイント以下。文字種によって大きく見える場合は17ポイントであってもポイント数を下げてください。
- ③写真・地図・間取りが入る場合は、最低段4cm以上のスペースがあり、写真・地図・間取りは1つ3cm以上を基本スペースとします。4cmで1個を目安とします。
※表図内の文字が7.8ポイント以下になる場合は別途、文字情報を併記する事。
- ④文字上の10%以下の網掛け、枠罫は可能ですがスペースは広がりますし、併用は出来ません。また、賃料など価格上には使用出来ません。

-
- ⑤レイアウトは、縦組でも横組でも可。
 - ⑥広告枠（ケイ）について、個人物件は普通枠、業者は太枠角丸とする。
 - ⑦QRコードの掲載も可能。
※読込可能サイズは1cm以上。（データ量によっては1cm以上必要な場合あり）
 - ⑧行間罫も可能ですが、1罫＝1行分とし線幅は0.3mmとする。
 - ⑨行送りは9.2ポイント以上。
 - ⑩墨ベタや白ヌキ文字の使用は不可。（物件案内以外の月極広告は除く。）
 - ⑪その他文字について以下の事項を順守する事。
タイトル見出し→17ポイント
内容→7.8ポイント～10ポイント
価格→11ポイント～14ポイント
社名→18ポイント～20ポイント（指定文字・社名ロゴの場合は制限なし）
免許番号→7ポイント以上を使用する。
※変形・扁平文字は使用不可。（縦組の連絡先携帯番号は例外とする）

20. 有料老人ホーム、老人福祉施設の広告

〔1〕「事前審査」とします。（老人福祉法）

〔2〕有料老人ホームの広告

◎有料老人ホームとは

老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与すること（①食事の提供 ②入浴、排せつ又は食事の介護 ③洗濯、掃除などの家事 ④健康管理の4つのうちのいずれかのサービス、委託や将来の供与を約束する場合も含む）を目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの。開設には、各都道府県知事の届け出が必要です。

◎有料老人ホームの種類

- ①介護付有料老人ホーム…介護や食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要になった場合、当該有料老人ホームが提供する介護サービスを利用しながら、当該有料老人ホームの居室で生活を継続することができる。
- ②住宅型有料老人ホーム…食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合、訪問介護などの外部の事業者が提供する介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することができる。
- ③健康型有料老人ホーム…食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要になった場合、契約を解除し退去しなければならない。

※このうち、①と②は、事業者と入居者の間の契約形態を基準に3種類に区分されます。

- ①終身利用権方式…入居時に入居金を一括して支払うことで、専用居室と共用施設の終身利用権を取得する。
入居者が退去したり、死亡すると、権利が消滅する。この方式が一番多い。
- ②賃貸方式……………一般の賃貸住宅と同様、月々、家賃相当額を支払う。

-
- ③終身賃貸方式……「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく終身建物賃貸借事業の認可を受け、月々、家賃相当額を支払う。

◆法律または各関係機関の自主規制を遵守してください。

1. 次の各項を表示してください。

- ①施設の称号または名称、所在地、電話番号
- ②募集数
- ③入居資格
- ④入居金、月額費用
- ⑤入居金償却と返還の規定
- ⑥入居可能期間、提供役務の内容
- ⑦介護類型の区別（介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・健康型有料老人ホーム）
- ⑧施設の規模、構造、居室面積
- ⑨最寄りの交通機関と施設までの所要時間または距離
- ⑩契約解除の条件
- ⑪分譲型の場合は「不動産広告」に定められた事項

2. 次の事項は不当表示となります。

- ①介護付有料老人ホームの場合、特定施設入所者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについての「介護付」「ケア付き」の表示。
- ②土地や建物について表示する場合、ホームの所有ではないことを明示しない。
- ③入居者が利用できる施設や設備について表示する場合、ホームの所有ではなかったり、敷地内になかったり、利用することに費用がかかったりすることを明示しない。
- ④例えば、「機能訓練室」と表示し「教養娯楽室」と兼用であることを明示しないものや、「南向きの部屋」と表示し、南向きでない部屋があることは明示しない。
- ⑤居室について表示する場合、最初に入居した部屋から住み替える場合があることを明示しない。住み替えによって、専有面積が減ったり、元の部屋の権利が消滅したり、追加費用がかかることを明示しない。
- ⑥終身介護を受けられるかのような表示をし、受けられないことを明示しない。
- ⑦医療機関との提携があることを表示し、医療機関の名称、診療科目、入居者の費用負担を明示しない
- ⑧介護サービスについて表示する場合、ホームではなく外部事業者が提供するサービスであることを明示しない
- ⑨介護保険の対象にならない介護サービスについて表示する場合、内容と費用を明示しない。
- ⑩職員数を表示する場合、常勤換算での数や、夜間の最少人数など明示しない。
- ⑪介護の資格を持つ職員数を表示する場合、常勤、非常勤の別ごとに明示しない。
- ⑫管理費など表示する場合、総額だけで内訳を明示しない。

〔3〕老人福祉施設の広告

◎老人福祉施設とは

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護センターを指します。

◆老人デイサービスセンター

高齢者に対して入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設。

対象となる高齢者は

①行政の措置によって通わせる者。（65 歳以上の者であって身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき）

②介護保険法その他の政令で利用を認められた者。

◆老人短期入所施設

養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者に対して、短期入所させ、養護することを目的とする施設。

対象となる高齢者は老人デイサービスセンターと同じ。

◆養護老人ホーム

主に経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的とする施設。特別養護老人ホームとは違い、介護保険施設ではない。行政による措置施設で、入居の申込は施設ではなく市町村で行う。

◆特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

65 歳以上であって、常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難である者、または、介護福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費の支給に係わる者などを入所させ、養護することを目的とする施設。

◆軽費老人ホーム

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く）。ケアハウスも軽費老人ホームの一種。

◆老人福祉センター

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

◆老人介護支援センター

老人福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導、居宅介護を受ける老人とその養護者などと老人福祉事業者との間の連絡調整、その他援助を総合的に目的とする施設。

●法律または各関係機関の自主規制を遵守してください。

1. 次の各項を表示してください。

①施設の称号または名称、所在地、電話番号

②募集数

③入居資格

④入居金、月額費用

⑤入居金償却と返還の規定

⑥入居可能期間、提供役務の内容。制限がある場合はその旨

⑦施設の規模、構造、居室面積

⑧最寄りの交通機関と施設までの所要時間または距離

⑨契約解除の条件

〔4〕その他高齢者向け住宅

◎その他高齢者向け住宅として、グループホーム、シニア住宅などがあります。

広告掲載は、老人福祉施設と同じです。

2 1. 高齢者向け賃貸住宅の広告

〔1〕有料老人ホームと誤認するものは掲載できません。

〔2〕「事前審査」とします。

1. 次の各項を表示してください。

- ①不動産の表示規約（不動産掲載基準参照）
- ②入居資格
- ③生活支援及びサービス内容
- ④家賃以外の費用

2 2. 介護老人保健施設の広告

〔1〕「事前審査」とします。

◎介護老人保健施設とは

医療と福祉の中間に位置する性格を有し、病状が安定した要介護者を対象として、介護支援専門員が作成した施設サービスに沿って、看護や医学的管理下における介護及び機能訓練、その他日常生活の世話などのサービスを行う施設。

開設できる者については厚生労働大臣が次のように定めています。

- ①国
- ②日本赤十字社
- ③厚生（医療）農業協同組合連合会
- ④健康保険組合及び健康保険組合連合会
- ⑤国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
- ⑥日本私立学校振興・共済事業団
- ⑦国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- ⑧（社）全国社会保険協会連合会
- ⑨その他、厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限っては、開設者として適当であると厚生労働大臣が認定した者。

1. 次の事項以外は表示できません。

- ①名称、電話番号、住所
- ②勤務する医師、看護師の氏名
- ③厚生労働大臣が定める事項

○施設及び構造設備に関する事項

- i. 療養室（広さ、個人用ロッカー、洗面所などの設備）
- ii. 機能訓練室（広さ、機械・器具などの設備）
- iii. 認知症（痴呆）専門棟を有する場合は、その旨及び定員、施設設備
- iv. 食堂（広さ、施設など）
- v. 談話室、レクリエーション・ルーム（広さ、テレビなどの設備）
- vi. 浴室（特別浴槽などの設備）
- vii. 協力病院及び協力歯科医療機関
- viii. 在宅介護支援センターを設置している場合は、その旨及びその事業内容など
- ix. 訪問看護ステーション又は特別養護老人ホームなどを併設している場合は、その旨及び事業内容など
- x. その他、特色のある施設（ボランティア・ルーム）など

○職員の配置員数

- i. 配置される職員の職種ごとの人数
- ii. 医師又は看護師の技能、経験、年齢又は性別に関する事項

○提供されるサービスの種類及び内容

- i. レクリエーション、理美容その他日常生活上のサービスの内容（レクリエーションの内容や入浴回数、機能訓練の回数など）
- ii. 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を実施している場合はその旨。
- iii. 利用料の徴収できる「特別な療養室」を有する施設については、その旨及びその室数。
- iv. 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、病院又は診療所の名称
- v. サービスの提供に関わる情報を開示できる旨

④利用料の内容

徴収する利用料の費目、金額、支払い方法、領収について

⑤その他、都道府県知事の許可を受けた事項

「ケア付高齢者住宅」と「有料老人ホーム」の区別			
住宅系 国土交通省	行政	施設系 厚生労働省	
・建物の区分所有などに関する法律 ・借地借家法 ・宅地建物取引業法	法律	老人福祉法第29条	
特にな （現時点では、シニア住宅建設基準・高齢者向け優良賃貸住宅整備基準等が参考になる）	指針	有料老人ホーム設置運営指導指針	
分譲・賃貸（利用権との併用含む）	区分	利用権（賃貸との併用含む）	
●ケア付き高齢者住宅		●有料老人ホーム	●介護専用有料老人ホーム
住宅介護サービス ・緊急時の対応等の基礎サービスは直接提供 ・食事・介護等の選択サービスは提携・斡旋	介護サービス	施設介護サービス ・介護付終身利用（提携ホーム）は重介護が提携 ・介護付き終身利用（提携ホーム）は重介護が提携	施設介護サービス
要支援・要介護認定者は公的介護保険制度利用（主に、訪問・通所・短期入所の利用）	保険	要支援・要介護認定者は公的介護保険制度利用（主に特定施設入所者生活介護の利用）	

23. 教育関係の広告

教育に関する広告は、「学校教育法」「私立学校法」「社会教育法」「専修・各種学校の表示に関する自主規制」「児童福祉法」などの関係法規を順守するものに限り掲載します。

〔1〕専修学校などの広告

以下の項目に該当するものは掲載できません。

- (1) 実体、内容、施設が不明確なもの。
- (2) 専修・専門・高等専修・各種学校などの認可校で、認定通りの名称を表示していないもの。
- (3) 学校として認可を受けていない塾、教室、講習会、通信教育などで、認可があるものと誤認されるおそれのあるもの。
- (4) 教育、技術などの習得を主体とせず、収入を主体としたもの。
- (5) 卒業、終了後の資格、称号について、公認のものと誤認させるような表現のもの。
- (6) 裏付けのない合格数（率）や就職数（率）の実績表示や最高級、最大級の表現のもの。

〔2〕外国大学の日本校の広告

- 1. 日本の大学卒業と同等の資格を得られると誤認されるものは、掲載できません。「日本の学校教育法に基づく大学ではありません」などの表示をしてください。
- 2. 無条件に日本の大学へ進学できる、あるいは、本国の大学卒業と同等の資格が得られると誤認される表現のものは、掲載できません。

〔3〕通信教育

- 1. 次の各項を表示してください。
 - (1) 称号または名称。
 - (2) 所在地（連絡先）
 - (3) 所在地と申し込み先が異なる場合には、申し込み先。
 - (4) 講座名、内容、科目。
 - (5) 受講期間、受講料（「資料を進呈」する旨の表示がある場合は、省略可）。
教材費などの実費が別に必要な時は、その旨。
 - (6) 資格取得の場合は、資格を認定した主体者名。

〔4〕資格取得のための講座などの広告

- 1. 課程終了後に与える資格、称号で国家試験合格者に与えられる資格、称号と紛らわしいものは「当会認定（発行）の〇〇士」「〇〇士（民間資格）」などと明示してください。

2. 紛らわしい名称の代表的な例

国 家 資 格	紛らわしい民間資格
中 小 企 業 診 断 士	経営（理）診断士、経営監査士、経営労務コンサルタント
社 会 保 険 労 務 士	年金相談員、労政管理士、年金コンサルタント
不 動 産 鑑 定 士	不動産管理士、不動産診断士、不動産調査士
公 認 会 計 士	財務管理士、商工計理士、計数管理士
造 園 施 工 管 理 技 師	家庭園芸士、園芸士、造園設計士

3. 教育、技術などの修得を目的とせず、収入を主体としたものは掲載できません。
4. 有名会社、著名人や公的機関などの名前を無断で広告に使用し、誤認を与える表現のものは掲載できません。
5. 卒業、終了後の収入、就職などを保証、確約するような表現のものは掲載できません。
6. 臨時の講習会、教室、テストなどは、主体者名、費用、期間、連絡先（所在地）を明示してください。

〔5〕劇団、プロダクション、養成所、タレントスクールなどの広告

1. 事前に「案内書」などを審査の上、実体の確実なものに限り掲載します。次の書類を提出していただく場合があります。
 - ①法人登記簿謄本（個人の場合は、住民票）
 - ②会社概要（個人の場合は、営業概要）
 - ③募集概要
 - ④厚生労働大臣の有料職業紹介の許可書など
 - ⑤カリキュラム
 - ⑥講師陣の説明書など
2. 養成を目的とする「研修生」の募集広告は、「〇〇テレビ（映画）出演」など、すぐに映画・テレビに出演できるような表現のものは掲載できません。
3. 研修・訓練などで、別途志望者が費用負担する場合はその旨と金額を広告中に明示してください。

（例）	受講料	月	〇〇円
	登録料		〇〇円
	資料作成代		〇〇円
4. 職業あっせんなどを行う広告内容の場合には、契約時に写真撮影など必要な経費がかかるときは、その内容を広告中に明示してください。また、厚生労働大臣の許可なく職業の仲介やあっせんをうたったものは掲載できません。
5. 「就職確実」「保証」などの表示はできません。

24. 風紀関係などの広告

【内規】サイズは、半段2以下、モノクロ、指定面は不可。※要事前審査

〔1〕 次のものは掲載できません。

1. 社会の秩序に反するもの
2. 青少年や一般家庭に悪影響を与えるおそれのあるもの
3. 単に好色を売りものにしているもの
4. 犯罪、暴力を肯定、美化するもの
5. 風紀上、いかがわしい各種風俗営業の施設・店舗、これに関連した各種組織・団体などの広告
6. 電話回線・通信回線を利用の広告で、インターネット・国際回線使用のもの
7. 体の一部分を強調しているもの又は、風紀上いかがわしいイメージを連想させるもの。※要事前審査
8. その他、紙面の品位を損なうおそれのあるもの

〔2〕 求婚、結婚あっせん、その他男女交際などの広告

結婚あっせん業、その他男女交際の広告は、①自治体など公共団体が主催するもの。②「結婚情報サービス協議会」の加盟会社で、相当の実績と信用があり、十勝毎日新聞社が妥当と認めたものに限り掲載できます。

次の書類を提出していただく場合があります。

- ①法人登記簿謄本
- ②会社概要・パンフレットなど
- ③営業案内など
- ④会員数、プライバシー保護についての書類など
- ⑤個人情報の管理体制 等
- ⑥契約締結までの概要書面、契約締結後の契約書面 等
- ⑦会則や規約などの書類

25. 映画・演劇の広告

次のようなものは掲載できません。

- ①暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
- ②醜悪、残虐猟奇的で読者に不快感を与えるもの。

26. 出版広告

〔1〕 次のものは掲載できません。

- ①一般常識を超えた中傷・暴力的なもので、プライバシー侵害、差別信用棄損、業務妨害のおそれがある表現のもの。
 - ②性に関する表現が露骨、わいせつもしくは挑発的なもの。
 - ③科学的根拠がなく、疾病類の治療、健康増進などをうたったもの。
 - ④出版物の形を利用して、諸法規の盲点をつくようなもの。
- ※問い合わせ等は全て、広告主である出版社となります。

〔2〕 選挙関係の出版

選挙関係の出版については、「政治、選挙に関する広告」の項を参照ください。

27. ゴルフ場・レジャー施設などの会員募集の広告

〔1〕 「事前審査」のうえ、その事業の実体、内容が妥当なもので、既に完成しているものまたは、完成の確実なものに限り掲載できます。

〔2〕 掲載には以下の項目の表示が必要です。

- (1) 広告主の名称、商号、住所、電話番号
- (2) 施設の所在地、規模、構造など
- (3) 募集会員数
- (4) 費用、入会金、預託金、または保証金
- (5) 預託期間及び返済条件
- (6) 施設の完成予定及びオープン予定日
- (7) 会員の種類と特典
- (8) 交通機関
- (9) 開発許可番号

※ただし、(4)～(9)については本社の事前審査の上、省略することができます。

28. ペット関係の広告（動物の愛護及び管理に関する法律）

次の事項を表示してください。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| （１）業者の氏名又は名称（フルネーム又は登記の名称） | 十勝毎日ペット販売 or 十勝太郎 |
| （２）事業所の名称（店名、屋号、商標） | 十勝毎日ペット販売帯広支店 |
| （３）事業所の所在地（番地まで） | 帯広市東 1 条南 8 丁目 2 番地 |
| （４）動物取り扱い業の種別 | 販売、保管、貸出、訓練、展示 |
| （５）登録番号 | （販売）北海道第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 |
| （６）登録年月日 | （販売）平成〇〇年〇月〇日 |
| （７）登録の有効期限の末日 | （販売）平成〇〇年〇月〇日 |
| （８）動物取り扱い責任者の氏名 | 十勝太郎 |

※（１）～（８）までの事項をタイトルとし、省略せずに表示してください。

（例）業者の氏名又は名称／十勝毎日ペットホテル、
事業所の名称／十勝毎日新聞社、．．．．

※（５）～（７）で種別（販売、保管等）が 2 種類以上ある場合は、全ての必要事項を表示する。

（例）登録番号／（販売）北海道第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号、
（保管）北海道第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
登録年月日／（販売・保管）平成〇〇年〇月〇日

※但し、「ペット譲ります」、「個人広告で年 1 回だけのもの」、「ペット霊園」、「事業所の名称、住所、電話番号、業の種別のみの社名刺広告」は除く。

29. 医療関係の広告

〔1〕病院・医院・診療所などの広告

医療法によって定められた事項以外は、表示できません。

帯広保健所（医療薬務課 27-8635）等に事前審査を受けて頂く場合があります。

1. 医師または歯科医師であること。（我が国の免許を有する者に限る）
2. 法令に定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたものであること。
 - ア. 政令に定められた診療科名
 - i) 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲
 - ①「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告可能であるとともに、
 - ②（a）身体や臓器の名称
 - （b）患者の年齢、性別などの特性
 - （c）診療方法の名称
 - （d）患者の症状、疾患の名称についても、政令第 3 条の 2 第 1 項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、診療科名として広告することが可能である。

③その他、政令第3条の2第2項二（１）に定める診療科名についても、単独の診療科名として広告することが可能である。また、これらの診療科名と上記②の（a）～（d）までに掲げる事項と組み合わせる事によって、診療科名として広告することも可能である。

【通常考えられる診療科名例】

医 科				歯 科
内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 心臓内科 血液内科 気管食道内科 胃腸内科 腫瘍内科 糖尿病内科 代謝内科 内分泌内科 脂質代謝内科 腎臓内科 神経内科 心療内科 感染症内科 漢方内科 老年内科 女性内科 新生児内科 性感染症内科 内視鏡内科 人工透析内科 疼痛緩和内科 ペインクリニック内科 アレルギー疾患内科 内科(ペインクリニック) 内科(循環器) 内科(薬物療法) 内科(感染症) 内科(骨髄移植)	血液・腫瘍内科 糖尿病・代謝内科 老年心療内科 老年・呼吸器内科 消化器内科(内視鏡) 腎臓内科(人工透析) 腫瘍内科(疼痛緩和) 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 気管食道外科 肛門外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 美容外科 腫瘍外科 移植外科 頭頸部外科 胸部外科 腹部外科 肝臓外科 脾臓外科 胆のう外科 食道外科	胃外科 大腸外科 内視鏡外科 ペインクリニック外科 外科(内視鏡) 外科(がん) 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 小児腫瘍外科 女性乳腺外科 移植・内視鏡外科 消化器・移植外科 ペインクリニック整形外科 脳・血管外科 肝臓・胆のう・脾臓外科 大腸・肛門外科 腎臓外科(臓器移植)	泌尿器科 産婦人科 産科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 放射線診断科 放射線治療科 病理診断科 臨床検査科 救急科 児童精神科 老年精神科 小児眼科 小児耳鼻いんこう科 小児皮膚科 気管食道・耳鼻いんこう科 腫瘍放射線科 男性泌尿器科 神経泌尿器科 小児泌尿器科 小児科(新生児) 泌尿器科(不妊治療) 泌尿器科(人工透析) 産婦人科(生殖医療) 美容皮膚科 頭頸部・耳鼻いんこう科 美容皮膚科(漢方)	歯科 小児歯科 矯正歯科 歯科口腔外科 小児矯正歯科

ii) 従来から広告可能とされてきた診療科名との関係

医療法施行令の一部改正により広告することが認められなくなった以下の診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することが認められる。

【改正により広告が認められなくなった診療科名】

神経科・呼吸器科・消化器科・胃腸科・循環器科・皮膚泌尿器科・性病科・こう門科・気管食道科

iii) 医療機関が広告する診療科名の数について

当該医療機関に勤務する医師または歯科医師一人に対して主たる診療科名を原則2つ以内とし、診療科名の広告に当たっては、主たる診療科名を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが望ましい。

iv) 診療科名の組み合わせの表示形式について

以下に掲げる表示形式(例)を採るよう、配慮することが必要である。

- ①「〇〇 △△科」→「呼吸器内科」「消化器外科」等
- ②「〇〇・△△科」→「肝臓・消化器外科」「糖尿病・代謝内科」等
- ③「〇〇科(△△)」→「内科(循環器)」等

v) 広告することができない診療科名の表示について

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、診療内容が明瞭でないものや、医学的知見・社会通念に照らし、不適切な組み合わせである名称については、診療科名とすることは認められず、広告することは、法に規定する罰則をもって禁止されている。

①不適切な組み合わせとして認められない診療科名については、省令（第1条の9の4参照）具体的に規定している。

②その他、法令に根拠のない名称については、診療科名として広告することは認められない。具体的には、以下に例示する名称は診療科名として認められない。

【呼吸器科・循環器科・消化器科・女性科・老年科・化学療法科・疼痛緩和科・
ペインクリニック科・糖尿病科・性感染症科・インプラント科・審美歯科 等】

なお、これら法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた場合であっても、その広告は認められない。

イ. 厚生労働大臣許可の医業（1種） 麻酔科（医師名併記必須）

（「専門外来」については、広告が可能な診療科名と誤認を与える事項として表記不可。ただし、保険診療や健康審査等の広告可能な範囲であれば、専門外来に相当する内容表示は可能）

3. 病院または診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項。並びに病院または診療所の管理者の氏名。認識可能な略称や英語名、ロゴ、名称記載看板写真、地図、H・P、URL、メールアドレス等の併記も可能。
4. 診療日もしくは診療時間または、予約による診療実施の有無。
5. 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院もしくは診療所である旨。または 医師もしくは歯科医師である旨について法令における名称、略称の表示。
6. 入院設備の有無。施設、設備または、従業者に関する事項。
 - ①施設の建築概要・病棟配置図・院内案内図。
 - ②入院設備の有無。
 - ③病床種別ごとの病床・病室数。（広告が可能な診療科に限る）
 - ④保有する施設設備に関する事項。ICU、患者搬送車等の有無、数、面積等。
 - ⑤病室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、売店等に関する事項。
 - ⑥障がい者等に対する構造上の配慮の表示。バリアフリー・点字ブロック・音声案内設備等。
 - ⑦据え置き方医療機器などの機械器具の配置状況。（薬事法の承認（認証）を得た医療機器に限る）
※医療機器が特定される販売名や型番や「〇〇完備」とするといつでも利用可能と誤認の為不可。
 - ⑧医療従事者やその他従業員の人員配置に関する事項。数値については暦月単位で併記する事。
7. 医療従事者に関する事項。

医師または歯科医師や薬剤師・看護師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴。

- ①医療従事者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、管理栄養士または栄養士。
- ②非常勤の従事者もその旨を示せば広告可能。
- ③当該病院または診療所における医療従事者の役職。（学会・職能団体の役職は含まない）
- ④医療従事者の略歴。経歴を簡略に示すものとし、生年月日、出身校、学位、免許取得日、勤務医療機関（広告が可能な診療科に限る）、期間等について一連の履歴を総合的に記載する事。

※ある項目のみピックアップするのは不可。

また、事実であっても研修先、専門医・認定医の資格取得等も不可。

⑤厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者の専門性資格について

厚生労働大臣が届け出を受理した当該団体名及び当該団体が認定する専門性資格名のみ可能。

・医師○○○ ○○学会認定○○専門医

・○○薬剤師 ○○学会認定○○専門薬剤師 等 認定団体も明記する事。（掲載可能団体は
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0627-1.html> で確認する事）

8. 管理運営に関する事項。（以下例示、この他にも広告可能）

①休日・夜間診療実施

②診療録を電子化している旨

③セカンドオピニオンの実施に関する事（費用・予約の受付に関することも可能）

④当該医療機関内に患者から相談に適切に応じる体制を確保している旨

⑤当該医療機関内での症例検討会（定期的にスタッフが可能な限り参画）を開催の旨

⑥医療の安全を確保するための措置

「医療の安全を保証」「万全の安全管理体制」等は客観的評価できないものとし不可。

⑦個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置（ポリシー・訓練・漏洩防止措置等）

⑧平均待ち時間（診療科目や曜日別等に可能）

⑨開設日、診療科別の診療開始日

9. 紹介をすることが出来る他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものとの連携に関する事項

①紹介可能な他の病院・診療所の名称（所在地・連絡先を示す事も可能）

②紹介可能な他の指定居宅サービス業者、介護老人保健施設等の介護保険サービス事業者等の連携や名称、事務所・施設の所在地、連絡先

③共同利用することが出来る医療機器に関する事項

薬事法上承認・認証の範囲を逸脱する使用方法や診断率、治癒率、施術後の生存率などの治療効果に関する事項は不可。

④紹介率又は逆紹介率＝地域医療支援病院の紹介率等の算定式を活用。

インターネットや年報等広く住民に周知できる方法により公表されている事。

特定機能病院においては省令に規定された算定式によることとする。

10. 医療に関する情報提供に関する事項

①ホームページアドレス・電子メールアドレス・QRコードも広告可能

②入院計画書の提供、総合的診療計画（地域連携クリティカルパスを含む）の提供・方法

③退院後療養計画書の提供、療養計画（地域連携クリティカルパスを含む）の提供・方法

④診療録その他の診療に関する諸記録に係わる情報の提供

※情報の開示等手続きに関する事項、相談窓口の連絡先、提供の実績等

※注 以上は例示であり、この他にも医療に関する情報の提供に関する事項も広告可能

11. 医療の内容、検査、手術その他の治療の方法に関する事項<厚生労働大臣が定めるものに限る>

検査、手術その他の治療の方法（告示で定められた①～⑤に該当する治療方法に限定）

治療の内容について、診療報酬点数表にあるものについて分かりやすい表現やその説明。治療方針について、治療効果等を説明することなく、広告可能な範囲内で可能。

①保険診療＝例）P E T検査による癌の検査を実施／白内障の日帰り手術を実施 等

②評価療養・選定療養＝内容、制度、負担金額について併せて示すこと。

例）差額ベッド ○○円 個室 ○○円

③分娩＝分娩費、出産育児一時金受領委任払いの説明等

④自由診療のうち、保険診療・評価療養・選定療養と同一の検査、手術その他の治療方法。公的医療保険が適用されない旨（「全額自己負担」「保険証は使えません」「自由診療」等）及び標準的費用を併記する場合に限り可能。

例）「顔のしみとり」「イボ・ホクロの除去」「歯列矯正」 美容目的の施術等

⑤自由診療のうち薬事法の承認（認証）を得た医薬品又は医療機器による検査、手術その他の治療方法。公的医療保険が適用されない旨（「全額自己負担」「保険証は使えません」「自由診療」等）及び標準的費用を併記する場合に限り可能。

例）「内服医薬品による ED 治療」「眼科用レーザー角膜手術装置の使用による近視手術」

標準的費用は一定幅（「5～5万5千円」「約〇〇円程度」）と示してもよいが、実際に窓口で負担することになり、別に麻酔管理料や服薬指導料などがかかる場合はそれらを含めた総額の目安について容易に分かるように記載すること。

・提供される医療の内容（検査・手術その他の治療の方法を除く）

①法令や国の事業による医療の給付を行っている旨

「小児慢性特定疾患治療研究事業」「特定疾患治療研究事業」等による医療給付 等

②基準を満たす保険医療機関として届け出た旨

診療報酬上の各施設基準に適合している旨、当該基準の内容や届出日 等）

③往診の実施（医師名、対応時間、訪問可能な地域など）

④在宅医療の実施

訪問看護ステーションを設置している旨。在宅自己注射指導・在宅酸素療法指導 等についても広告可能な治療内容の範囲であれば可能

12. 医療提供の結果に関する事項 <厚生労働大臣が定めるもで、内容が容易に検証できるホームページ、年報等で広く公表されている数字で期間を暦月単位で併記ものに限り>

①手術の件数 （治療内容として広告可能な範囲の手術に限る）

②分娩件数

③平均的入院日数。但し指定計算式に基づく

④在宅患者、外来患者及び入院患者の数

⑤平均的な在宅患者、外来患者及び入院患者の数

⑥平均病床利用率。但し指定計算式に基づく

⑦治療結果に関する分析をしている、分析結果を提供している旨 （分析結果は不可）

⑧セカンドオピニオンの実施

⑨患者満足度調査を実施している、実施結果を提供している旨（分析結果は不可）

13. その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

①健康保険・社会保険・船員保険・国民健康保険病院、療養所である旨

②法令規定事業、国の通達事業を実施する病院、診療所である旨

休日夜間急患センター・救急病院・へき地医療拠点病院 等

③医療従事者を除く従業員の氏名・年齢・性別・役職・略歴

「事務長」「主任」等。略歴は簡略に示し、一連の略歴を総合的に記載したもの）

④健康診査の実施

乳幼児健診・胃がん検診・肝炎ウイルス検診・一日総合健康診断・半日ドッグの実施の旨。

※広告可能な健康診査については、感染症予防法・労働安全衛生法等に基づく健康診断、行政で行われている乳がん検診等、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療等以外の保健事業としても実施されているものとし、医学・社会的に様々な意見があるものは対象外。

⑤保健指導、健康相談の実施

がんに関する健康相談・生活習慣病に関する健康相談・歯の健康相談・禁煙指導 等。

⑥予防接種の実施

予防接種法、薬事法で規定・承認されているワクチンによる予防接種について、接種を勧める対象者・接種すべき回数、1回当たりの費用等を広告可能。

※「インフルエンザの予防接種」等、実施の旨。ワクチンの商品名やワクチンの発症予防率等の効果に関する事項は不可。

⑦薬事法第2条第16項に規定する治験に関する事項

実施の旨、治験実施者の名称、対象となる疾患名。従来認めていなかった当該治療薬の一般名称（成分名）・開発コードも可能。（販売・商品名は不可）

⑧介護保険法に基づく介護サービス提供の施設・医療法人の付帯業務

医療機関と同一敷地内にある介護老人保健施設などの介護保険サービス事業者の名称、提供される介護サービス、医療法人の付帯業務について可能。

⑨患者の受診の便宜を図るためのサービス

- ・費用の支払い方法又は領収に関する事項（クレジットカード可能 等）
- ・入院患者に対して提供する医療以外のサービス（テレビ、インターネット環境や費用等）
- ・対応することが出来る言語
- ・当該医療機関の施設内に設置された店舗など
- ・駐車設備に関する事項
- ・送迎サービス
- ・携帯電話の使用に関する事項
- ・通訳の配置

⑩開設者に関する事項。氏名・名称。経営者（法人の場合は法人の理事長に限る）の経歴。

⑪外部監査を受けている旨 公認会計士、監査法人の監査を受けた旨と年月日を併記。

⑫財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果 自己評価項目は不可。

⑬財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録している旨

「ISO9000 シリーズ」の品質マネジメントシステムの認証を取得した旨 等。

⑭前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項

14. 助産師の業務または助産所に関する広告も医療広告ガイドラインに準じる。

〔2〕 次のようなものは、掲載できません。

1. 定められた診療科目以外のもの。 専門外来 等
2. 死亡率、術後生存率
3. 未承認医薬品による治療内容
4. 著名人の治療 等
5. 内容が虚偽にわたるもの。安心・安全 等
6. 他の医療機関と比較し優良である旨は客観的事実であっても不可。
「最高の医療提供を約束！」 など、暗示的、間接的な名称・キャッチフレーズとしての使用も不可。
7. 誇大表現。虚偽ではないが事実を不当に誇張したり、法律上の義務で当然な事を強調する表現。
8. 客観的事実を証明出来ない内容。
体験談、談話、学説、記事、TVで紹介された治療や生活改善法等主観による事項。
9. 公序良俗に反する内容。猥褻・残虐な図画・写真・映像、差別助長表現の禁止。
10. その他 品位を損ねる内容。「キャンペーン実施中」等やふざけたもの、ドタバタ的表現。
11. 薬事法・景表法などの他法令に違反し、その他広告ガイドラインで禁止される内容。

30. 医薬品、医薬部外品、医療機器の広告

薬事法、医薬品等適正広告基準、一般用医薬品等広告申し合わせ、一般用医薬品等プロモーションコード等に照らし合わせて、保健所薬事法担当部署に事前審査を受けて頂く場合があります。

「医薬品等適正広告基準」

基準1 名称関係 承認を受けた販売名、日本薬局方に定められた名称又は一般名称のみ

基準2 製造方法 製造方法・優秀性の表現について 事実誤認、特許表現不可

基準3 効能効果、性能及び安全性関係 承認を要する医薬品等についての効能効果の表現の範囲

- ・承認効能効果の範囲を逸脱は不可

- （効能効果を超えたオーバーな表現・全体のトーンから効能効果の誤認）

- ・効能効果の2次的・3次的効果表現は不可

- ・しぼり表現の省略は不可

- ・医薬部外品との同一広告の場合は「医薬部外品」である旨明記する

- ・効能・効果は2つ以上記載する（〇〇剤表現は注意が必要）

承認を要しない医薬品及び医療機器について効能効果等の表現の範囲

医学薬学上認められている範囲を超えないものとする

成分・分量・形状等についての正確な表現

- ・特定成分の未含有表現についての範囲

- ・配合成分表現についての制限（数種・各種表現、〇〇配合の範囲）

- 「スイッチOTCだから効く」「医療用と同じ成分だから効く」「病院で使われている成分を配合」等医師の処方薬と同一であるかのような誤解を招く表現

- （配合成分の表現誤認、使用前使用后）

- 「カロリー控えめ」「糖分をおさえた」「たったの〇〇」「わずか〇〇」は不可。数字を明記。

- ・配合成分の略記号表示の制限

- ・漢方表現についての制限は用法用量についての表現の範囲

- ・承認された用法用量は正確に…（予防的・用法用量の誤認、他社誹謗的表現）

- ・1つまたは特定用法の強調禁止

- ・併用表現は不可

- 効能効果・安全性を保証する表現の禁止

- ・「根治、完治、全快」など効能を保証する表現の禁止

- ・「安全、副作用なし」など安全性を保証する表現の禁止（〇〇を守って〇〇年…）

- ・「過酸化脂質の増加防止」「ビタミンEは、過酸化資質の増加を防止する作用があります」等作用の言い切り表現は不可。

- ・使用前・使用後の図面、写真の使用禁止

- ・使用体験談の禁止

- ・アニメーション・模型・CG表現についての制限

・臨床データ例示

「医薬品の有効性や服用感等のデータ利用」について				
例	「個々の製品」 または「その配 合する効能効果 に関わる成分」 の有効性	効能効果範囲外 の作用	服用感・使用感 等での特長	持続性・崩壊性 等の製剤上の特 長
承認申請時添付データ	○	×	○	○
市販後調査結果	○	×	○	○
再審査・再評価申請時データ	○	×	○	○
医学薬学専門誌投稿掲載データ（客観性・信ぴょう性を担保しうる臨床データ）	○	×	○	○
医療用医薬品の有効性に関するデータ	○	×	○	○
他社・一般データ（公に認められている）	○	×	○	○
薬理実験データ	×	×	×	○
自社で行った独自の調査データ	×	×	○	○
※漢方製剤は自社に限る			サンプル数と出典表記	

効能効果・安全性について最大級の表現またはこれに類する表現の禁止

- ・「最高」「無類」「世界一」「日本一」「一番」等の禁止
- ・新発売、新しい等の表現は発売後6か月以内
- ・効能効果で「強力」「強い」等の禁止
- ・「疲れに負けない○○」「疲れスッキリ」は明らかに「疲労回復」「疲労予防」の表現で不可。

効能効果の発現程度についての表現の範囲

- ・「すぐ効く」「効き目が3日続く」等は原則不可（可能な速効性表現を超えた強調表現）
- ・「鎮痛剤」「歯痛剤」「鎮痒剤」「浣腸薬」は、「ヘッドコピー・キャッチコピー・2回以上の使用・液剤だから早く効く・使用前、使用后表現・時間を明示・暗示」をのぞいて使用可能
- ・持続性表現は効能効果、用法用量の範囲内で…

基準4 過量消費、乱用助長を促す広告の制限

- ・服用・使用場面の広告表現は適正使用の観点に限り可
乱用助長につながらないように十分に注意し、内服剤については定められた用法・用量を明瞭に表現すること
「うまい」「美味しい」「毎日飲もう」「家族そろって」「食卓に」「手軽に服用できます」等、長期連用や乱用助長につながるような表現は不可。
- ・小学生以下の子供モデル使用時は注意が必要
- ・クローズド懸賞を広告する場合は本基準に抵触（店頭内での広告、各企業のウェブサイトを除く）

基準5 医療用医薬品等の広告制限

- ・医療用医薬品については医薬関係者以外の一般人を対象とする広告は不可
- ・医療機器で一般人が使用した場合に、保健衛生上の危害が発生するおそれのあるものについても広告は不可

基準6 医師などの診断・治療領域における疾患表現の制限

- ・胃潰瘍、十二指腸潰瘍、糖尿病、高血圧、低血圧、心臓病、肝炎、白内障、性病などの疾患表現は不可

基準7 習慣性医薬品の広告には習慣性がある旨付記、付言する

基準 8 使用上の注意の記載、付言

「この医薬品の「使用上の注意」をよく読んでお使いください」

- ・必ずゴシック 13 級以上の活字で明確に見えやすい場所に記載する。

- かぜ薬（解熱鎮痛剤を含有するもの）及び解熱鎮痛薬

「この医薬品の「使用上の注意」をよく読んでお使いください。

特にアレルギー体質の方は服用前に医師や薬剤師等にご相談ください」

- H2 ブロッカー配合胃腸薬

「この医薬品の「使用上の注意」をよく読んで用量用法を守って正しくお使いください」

基準 9 他社製品の誹謗の表現

- ・他社製品の品質等について悪く表現することの禁止
- ・比較広告は「自社製品の範囲内で」「対象製品の名称を明示して」おこなう

基準 10 医薬関係者等の推薦の禁止

- ・医薬関係者、理容師、美容師、病院、診療所、一般の人々に影響を与える公務所、学校、団体が推薦・選用している旨は事実であっても掲載禁止。有名人や一般の人の使用体験談も厚生労働省では慎重に扱うよう指導されています。ただし、公衆衛生の維持推進の為、市町村が害虫の駆除のため、特定の殺虫剤などの使用を住民に推薦する場合は、特例として推薦広告が認められます。
- ・「特許」表現、「厚生労働省認可・許可」表現は禁止

基準 11 懸賞・賞品等による広告の制限

- ・景品類を提供して販売することは景表法の範囲内で可能だが、その広告を行う事は過量消費あるいは乱用を助長するものとして基準 4 に抵触（商品購入を条件としない旨を表記の事）
- 医薬品を景品として提供する広告は不可。

基準 12 不快、不安、迷惑等の感じを与える表現や広告方法は行わない

- ・「重症の〇〇」「ひどい〇〇」「我慢できない〇〇」「〇〇を抑えます」不可

基準 13 テレビ、ラジオの提供番組などにおける広告取り扱い注意

基準 14 医薬品の化粧品的・食品的用法の制限

- ・医薬品が広告により化粧品的・食品的用法の強調するようなものや、医療用具について美容器具的・健康器具的用法を強調するような表現をすることは安易な使用を助長するおそれがあるため不可

基準 15 医薬品等の品位の保持・信用を損なわないよう注意

墮胎を暗示したり、わいせつな文章や図画を用いた品位のないもの。

〔1〕医薬品

1. 日本薬局法に収められている物
2. 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品でないもの（医薬部外品を除く）
3. 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く）
 - ・医師が処方する薬
 - ・薬局で買える風邪薬、胃腸薬、目薬、滋養強壮剤などの市販薬

〔2〕医薬部外品

次の各号のことが目的で、かつ人体に対する副作用が緩和なもので、器具機械でないものやこれに準ずるもので、厚生労働大臣の指定するもの。

1. 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

-
2. あせも、ただれ等の防止
 3. 脱毛の防止、育毛又は除毛
 4. 人又は動物の保健のためにするネズミ、ハエ、蚊、のみ等駆除又は防止
 - ・薬用歯磨き剤、制汗スプレー、薬用クリーム、ベビーパウダー、育毛剤、染毛剤、入浴剤、薬用化粧品、薬用石けん、他

〔3〕医療機器

人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている器具器械であって、政令で定めるものをいう。

・メガネ、コンタクトレンズ、体温計、補聴器、磁気治療器、電気マッサージ器 等

1. 医療機器は厚生労働省の承認を受けなければなりません。厚生労働省の表示は避け単に承認番号のみ表示する事。また電気用品として経済産業省の形式認可がある場合は、併記が必要です。効能効果については承認されている範囲に限ります。

〔4〕化粧品

人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、第一項（医薬品の定義）第二号又は第三号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

・石けん、歯磨き剤、シャンプー、リンス、スキンケア用品、メイクアップ用品 等

1. 「生薬エキス」「薬草抽出物」「薬用植物エキス」の様に「薬」の字が含まれるもの、「漢方成分抽出」等、医薬品の印象を与えるものは認められていません。

2. 〈認められる場合〉

●「植物配分」「植物抽出物」「天然植物エキス」「海藻エキス」などの表示

●特定成分に付して配合目的を併記する場合。ただし、配合目的は化粧品についての効能・効果の表現の範囲で事実であること

（例）「アロエエキス（天然保湿剤）」「ビタミンC（製品の酸化防止剤）配合のクリームです」

「肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます（コラーゲン、アミノ酸配合）」の表示はできます

3. 医薬品的効能・効果の表現は出来ません。「医薬品等適正広告基準」で定める表示出来る化粧品の効能・効果の範囲は以下の通りです。

- （1）頭皮、毛髪を清浄にする。
- （2）香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。
- （3）頭皮、毛髪をすこやかに保つ。
- （4）毛髪にはり、こしを与える。
- （5）頭皮、毛髪にうるおいを与える。
- （6）頭皮、毛髪のうるおいを保つ。
- （7）毛髪をしなやかにする。
- （8）クシどおりをよくする。
- （9）毛髪のつやを保つ。
- （10）毛髪につやを与える。
- （11）フケ、カユミがとれる。
- （12）フケ、カユミを抑える。
- （13）毛髪の水分、油分を補い保つ。
- （14）裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
- （15）髪型を整え、保持する。

-
- (16) 毛髪の帯電を防止する。
 - (17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。
 - (18) (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。
 - (19) 肌を整える。
 - (20) 肌のキメを整える。
 - (21) 皮膚をすこやかに保つ。
 - (22) 肌荒れを防ぐ。
 - (23) 肌をひきしめる。
 - (24) 皮膚にうるおいを与える。
 - (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。
 - (26) 皮膚の柔軟性を保つ。
 - (27) 皮膚を保護する。
 - (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。
 - (29) 肌を柔らげる。
 - (30) 肌にはりを与える。
 - (31) 肌にツヤを与える。
 - (32) 肌を滑らかにする。
 - (33) ひげを剃りやすくする。
 - (34) ひげそり後の肌を整える。
 - (35) あせもを防ぐ(打粉)。
 - (36) 日やけを防ぐ。
 - (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
 - (38) 芳香を与える。
 - (39) 爪を保護する。
 - (40) 爪をすこやかに保つ。
 - (41) 爪にうるおいを与える。
 - (42) 口唇の荒れを防ぐ。
 - (43) 口唇のキメを整える。
 - (44) 口唇にうるおいを与える。
 - (45) 口唇をすこやかにする。
 - (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
 - (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
 - (48) 口唇を滑らかにする。
 - (49) ムシ歯を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
 - (50) 歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
 - (51) 歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
 - (52) 口中を浄化する(歯みがき類)。
 - (53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
 - (54) 歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
 - (55) 歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。

注1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注3) () 内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

〔5〕治験の広告

医薬品等の製造販売業者が厚生労働大臣の承認を受けるために申請時に提出すべき資料のうち、届け出た計画書に基づいて、臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施です。治験は全て被験者の同意を得て医師の管轄下で行われます。(厚生労働省に届け出が必要。その届け出会社より委託を受けた会社なら掲載可能。医薬品等製造業者などが直接被験者の募集も出来ます。)

以下の事項を表示することができます。

- ①治験依頼者名
- ②対象疾患名及び症状名
- ③対象基準（主な参加条件）
- ④治験内容
- ⑤募集期間
- ⑥問い合わせ先
- 治験は、医薬品開発のための臨床実験である旨
- 治験は副作用などの不利益を生じる場合もある旨

〈表示できない事項〉

- ①治験薬の名称、治験記号
- ②治験実施医療機関名
- ③治験責任医師名、診療科目名の掲示
- ④治験であることを説明せず、「新しい薬」「新しい治療」などの用語
- ⑤治験薬について「〇〇の疾患に効果あり」などの効能・効果を暗示する表現
- ⑥金銭の支払いによって誘引するような表現

3 1. 獣医師の広告

一般の病医院と同じ規制を受けますが、次の事項以外は表示できません。

1. 獣医師又は診療施設の専門科名

専門科名とは…大学の講座名にあるなど一般に広く認められているもの

- ・外科 ・整形外科 ・内科 ・繁殖科（産科、臨床繁殖科） ・放射線科（臨床放射線科） ・皮膚科・泌尿器科 ・腫瘍科 ・消化器科 ・循環器科 ・眼科 ・歯科
- ・診療対象動物を示すもの（小動物専門、犬猫科など）

2. 獣医師の学位又は称号…学位を用いる場合は、大学又は学位授与機構の名称

学位…大学評価・独立行政法人学位授与機構又は旧学位令により授与される学位（学士、修士、博士）

称号…得業士（旧制の専門学校の卒業生に与えられた称号）又は、獣医師法附則第19項に規定する新制獣医師など

3. 獣医師法 施行規則24条に基づく事項は広告できます。

- （1）家畜体内受精卵の採取を行うこと。（家畜改良増殖法）
- （2）家畜防疫員であること。（家畜伝染予防法）
- （3）都道府県家畜産物衛生協会の指定獣医師であること。（家畜伝染予防法）
- （4）農業災害補償法に規定する組合、もしくは農業共済組合連合会の嘱託獣医師または指定獣医師であること。（農業災害補償法）
- （5）その他可能な表現
 - ①獣医師である旨
 - ②診療施設の名称・連絡先・住所
 - ③常時診療に従事する獣医師の氏名

-
- ④診療日又は診療時間
 - ⑤初診料金、往診料金〇〇円
 - ⑥駐車場完備
 - ⑦入院設備の有無
 - ⑧保健指導
 - ⑨健康相談など

※その技能、療法または経歴に関する事項は、広告できません。

技能…〇〇の予防、〇〇の検査、〇〇の治療、健康診査（健康診断、健康チェック）、避妊（不妊）、去勢、予防接種（ワクチン接種）、手術、注射、駆虫、麻酔など

経歴…〇〇大学獣医学科卒業、〇〇獣医師会会員、〇〇獣医学会会員、〇〇動物病院（広告している診療施設とは別の施設）に勤務、〇〇市学校飼育動物獣医師、〇〇健康保険制度対応病院、開院〇周年など

3 2. 医業類似行為の広告

（按摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律：あはき法）

医業類似行為とは…疾病の治療又は保健の目的をもって光熱機器・器具その他の物を使用し、応用し、又は四肢（両手・両足）若しくは精神作用を利用して施術する行為であって、医師の専門的知識、技能を必要としないもの。

●法で認められた医療類似行為（施術）

- ①あんまマッサージ指圧師
- ②はり師
- ③きゅう師
- ④柔道整復師

●法に基づかない医療類似行為（療術）

- ①カイロプラクティック
- ②整体、骨盤矯正
- ③気功
- ④温熱・電気・光線
- ⑤その他

〔1〕法で認められた医療類似行為

●次の項目以外は掲載することができません。

- ①施術者の氏名
- ②業務の種類
- ③施術所の名称及び住所、電話番号
- ④施術日又は営業時間
- ⑤予約・休日・出張・夜間における施術の実施
- ⑥駐車場の案内
- ⑦医療保険療養費支給申請ができる旨（申請は医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）

⑧もみ療治、やいと・えつ（お灸）、小児鍼（鍼）

※①～③は必ず入れてください。

〔2〕医療行為的表現の禁止

●次の表現は掲載できません。

- ①施術を行うのが医師であるかのような表現 例…「ドクター」「医師」など
- ②医療機関であるかのような表現 例…「診療所」「クリニック」など
- ③医療行為を示すかのような表現 例…「治療」「治る」「診察」「診療」「問診」など
- ④その施術効果として、一般的に医療機関でなければ治療できないような疾病名を引用した表記

〔3〕誇大広告の禁止

●次の表現は掲載できません。

- ①「最高の技術」「最も進化した」などの最大級表現
- ②医療器具・健康商品などにおいて、「血液の浄化」「～が治る」「～病に」「体質改善」「アルカリ体質に」などの本来の効用効果を誤認させる恐れのある表現

〔4〕その他広告できない事項

- ①出身校・経歴
- ②流派
- ③適応症（特にがん）などの誇大広告のおそれがある事項
- ④所属学会
- ⑤技能及び施術方法

3 3. 健康食品

〔1〕健康食品

1. 健康食品の広告は、「栄養補給」「健康維持」などの表示にとどめてください。
2. 次のようなものは、掲載できません。
 - （1）医薬品と紛らわしい表現……（例）「副作用はありません」「飲みやすい錠剤」「習慣性のない〇〇」。
 - （2）医師、学者の談話・学説、新聞・雑誌の記事を無断で引用したもの。
 - （3）医薬品・医療用具の広告中に、渾（こん）然と健康食品の広告を入れること。
 - （4）表 示禁止事項
 - ①医薬品的な効能効果
 - ・ 疾病の治療または予防を目的とする効能効果
（ガンに効く、高血圧の改善、生活習慣病の予防、動脈硬化を防ぐ 等）
 - ・ 身体組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果
 - ・ 医薬品的な効能効果の暗示。名称、由来、好転反応などによるもの。
（漢方秘宝、体質改善等名称による暗示。〇〇に効果があると言われている〇〇を原材料に使用等、由

来による暗示。摂取後一時的に〇〇するが、体内浄化の初期症状なので継続して…等)

②医薬品成分（原材料）を含有する旨

- ・原材料が元来医薬品成分を含有する旨
- ・部位によっては医薬品成分となる原材料を使用している場合
- ・着色・着香等の目的で医薬品成分を使用している場合
- ・原材料に非医薬品として使用出来る生薬を使用する場合

③医薬品的な用法用量

- ・薬理作用を期待させるような用法用量の指定は出来ない。但し、過量摂取防止の観点から「食品」であることを明示した上で、ある程度の摂取目安を示すことは差し支えない。
- ・1日2個 等 量の断定は不可
- ・1日3回食後に～ 等 時期・間隔の指定は不可
- ・「体調が悪い時1日6粒、良い時3粒」や「便秘気味の方は少し多めに」等は可
- ・□の中でゆっくりなめると効果的 等は可

④実際のもの、または競争事業者のものより、品質・規格または、価格・取引条件などが著しく（個々の字句だけでは無く表示全体の印象も含めて）優良・有利と消費者に誤認を与える表示は不当表示

- ・原材料の栽培方法や品質（無農薬、最高級の原料と製法 等）
- ・製法を強調（世界初、超一級、最強の…等）
- ・安全性の標榜（天然100%で副作用無く安全性が高い…等）
- ・効能効果 等（体験談、1ヶ月で驚きの大変身…等）
- ・安全性に係わる重要な注意や安全性にかかわる注意がないもの。または曖昧な表現。
- ・表示の裏付けとなる合理的（誰もが納得する）根拠を示すことの出来ない表示。

⑤健康保持増進効果に関する誇大表示

- ・医師等の診療によらなければ保健衛生上重大な結果を招くおそれのある重篤疾病の治療（予防）を目的とする、根拠が適切でない広告その他の表示（薬事法にも抵触）
- ・「厚生労働省許可」など、その健康保持増進効果について、厚生労働省などがお墨付きを与えているかのように誤認させるもの（健康増進法にも抵触）

⑥体外排出によるダイエットを謳う食品に関するもの

- ・食事により摂取した脂質、炭水化物等の体内吸収を阻害し体外に排出できる旨
「脂肪分を乳化、同時にミセル化して腸吸収を80%ブロック」
「摂取しすぎた脂質と糖質を包み込み、便と共に体外に排泄します」
「消化酵素の分泌・機能を抑制し、摂取した脂肪の吸収を抑制」等
- ・ビーカー実験等による原材料の物理化学的效果を示すことにより、間接的に経口摂取による効果を暗示する表示
「マヨネーズを水に溶かして実験！脂質の90%、カロリーの70%を包み込みます」
「ダイエットで気になる乳製品に添加した結果、乳化した油分を固めて包み込みます」等

※注 「ダイエット」とは体に変化を起こすものです。厳密に言えば薬品でない限り「薬事法」に抵触します。あくまでも（健康）食品ですから痩せてはいけないわけです。食品であるかぎり禁止されることの例を挙げます。

1. 健康保持増進の効果「肥満の解消」など
2. 厚生労働省令で定める事項 熱量「カロリーオフ」
容貌の変化「美しい理想の体型に」など

3. 名称又はキャッチフレーズにより表示するもの

(例) 「スーパーダイエット〇〇(製品名)」、「〇〇〇(製品名)。ダイエット成功者が続々」、「ガン、糖尿病、肝硬変。〇〇〇(製品名)」等

4. 含有成分の表示及び説明により表示するもの

(例) 「ダイエットの効果で知られる〇〇〇〇を××mg配合」等

5. 起源、由来等の説明により表示するもの

(例) 「〇〇〇という古い自然科学書をみると×××は肥満を防止し、消化を助けるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。」等

6. 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより表示するもの

(例) 〇〇 〇〇(××県、△△歳)

「×××を3ヶ月間毎朝続けて食べたら、9kgやせました。」等

7. 医療・薬事・栄養等、国民の健康の増進に関連する事務を所掌する行政機関(外国政府機関を含む。)や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの

(例) 「××国政府認可〇〇食品」、「〇〇研究所推薦〇〇食品」等

※(健康)食品の場合、以上のような広告は一切出来ません。

このため「ダイエット」出来るのは薬品もしくはその効果を認められた「特定栄養補助食品」のみであり、通常の健康食品では「ダイエット」の効果があっても「ダイエット」という文言は使えません。

⑦健康機能食品と類似する名称

・「機能」「保健」の記載が含まれる名称。

〇〇機能食品・機能〇〇食品・保健〇〇食品 等

⑧栄養成分の機能表示

⑨特定の保健目的が期待出来る旨

◇保健機能食品とは、「栄養機能食品」「特定保健用食品」に分類(食品衛生法・健康増進法)

①**栄養機能食品**＝高齢化・食生活の乱れ等により、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂ることができない場合に、その補給・補完の目的で利用するための食品。

・1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が、国が定めた上・下限値の規格基準に適合している場合に、その栄養成分の機能表示が可能

・基準が定められている栄養成分

ミネラルーカルシウム、亜鉛、銅、マグネシウム、鉄

ビタミンーナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA・B1・B2・B6・B12・C・D・E、葉酸

●表示事項

1. 栄養機能食品である旨及び栄養成分の名称

2. 栄養機能食品として表示をしようとする栄養成分の機能

3. 栄養成分量及び熱量(栄養表示基準に従った表示)

4. 1日当たりの摂取目安量

5. 摂取方法及び摂取する上での注意事項

6. 1日当たりの摂取目安量に含まれる機能表示する成分の栄養素など表示基準値に占める割合

7. 調理または保存の方法に関し特に注意を必要とするものは、その注意事項

8. 本品は、特定保健用食品とことなり、厚生労働大臣による個別審査を受けたものではない旨

9. バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを」の文言を商品前面に表示

●栄養機能食品の表示禁止事項

1. 厚生労働大臣が定める基準に係る栄養成分以外の成分の機能の表示
 - ・ビタミン B2 が栄養機能食品の規格基準に適合し機能表示をしている場合に、「ダイエット」などその他の機能表示を行うことは禁止されています。
 2. 特定の保健目的が期待できる旨の表示
 - ・特定保健用食品で許可されている「お腹の調子を整える」など、特定の保健の目的に役立つ旨の表示は禁止
 - ・医薬品と誤認されるような疾病の診断、治療、予防等に関する表示も禁止
- ②**特定保健用食品**とは、体に影響を与える保健機能成分を含んで、血圧、血中のコレステロール、お腹の調子などが気になる方が、健康の維持増進や特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う食品で、安全性や効果の試験を経て、認められたもの（科学的根拠があるもの）について、厚生労働省が許可する（申請は所管の保健所）もの。許可をうけたものには許可証書を付する。（トクホマーク）
- ・特定保健用食品＝食生活において特定の保健目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品
 - ・条件付き特定保健用食品＝特定保健用食品のうち、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの
 - ・特定保健用食品（規格基準型）＝特定保健用食品であって、別に定める規格基準を満たすものとして許可などをうけたもの
 - ・疾病リスク低減表示＝特定保健用食品であって、疾病リスクの低減に関する表示を含む

34. 美容、エステティックの広告

〔1〕美容、エステティックの広告

「エステティック」とは…手技または機器、用具、用材、化粧品、食品などを用い心身を美しく健やかにし、これを保つためにエステティシャンが行う総合的な指導をいいます。

1. 美容、エステティックは、美顔専門であれば、美容師法の適用を受けます。他の技術については、現時点では取り締まる法規制はありません。但し、病院または診療所と紛らわしい名称は表示できません。
2. 掲載にあたっては、「事前審査」とします。次の書類を提出していただく場合があります。
 - ①会社登記簿謄本
 - ②営業案内
 - ③顧客との契約書など
3. 医療行為、医療類似行為と見なされる行為やそれと誤認されるような表示、表記は出来ません。
 - ①脱毛行為で、高周波、電磁波、メス使用
レーザー脱毛（用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線またはその他の強力なエネルギーを有する光線を照射する行為）
 - ②アートメイク
 - ③ケミカル・ピーリング など
 - ④耳針法による痩身法 など
 - ⑤「治療」「療法」「医療」「医学的」「指圧」「はり」「灸」 など

4. 次の表示は不当表示となります。

①痩身効果について、あたかも当該美容サービスのみで容易に短期間で痩身し、再度太る心配ない体質に改善が可能であるかのような表示。

- ・「横になったままで～運動効果」「寝たままで～引き締め」
- ・「低周波刺激によって～脂肪の燃焼促進しスリムに～」
- ・「パラフィン密封、発汗作用により1日で3㎏減量可能」
- ・「脂肪をもみほぐし燃焼させ排出」「深層脂肪が刺激でどんどん燃焼」
- ・「二度と太らない体質改善」「太らない体質づくり」
- ・「つらい思いをしないで体重を落とす」
- ・「ダイエットでは無理なく”きれいな身体”をつくれます」
- ・「〇日で〇〇㎏減」など数字で確実に効能・効果が得られるような表示。
- ・「実行前と実行後の比較写真」で確実に効能・効果が得られるような表示。

※比較写真は、同一人物である事が容易に判断でき、事実確認がとれているモノに限ります。「効果には個人差があります」と併記する事。

・利用者の体験例について、架空または事業者にとって都合のよい部分のみを掲載しているもの。

※体験例は事実確認と本人の了解を得ている事が条件です。信ぴょう性の薄い匿名は不可。

・やせたいところを細くする「部分痩身」

②「永久脱毛」の表示。

③取引条件について、次の事項。

- ・根拠のない数字を実際の料金に比較対照して記載した二重価格。
- ・通常の顧客をモニターと称しているにもかかわらず「モニター半額」など、あたかもモニターになれば通常の顧客よりも著しく安い料金でサービスの提供を受けられるかのような表示。
- ・かなりの回数に亘るサービス提供の一括契約しか行われていないにもかかわらず、1回毎に美容サービスの取引が行われているかのような表示。
- ・事実と異なる「無料体験痩身、美顔コース。先着50名様」のような表示。

●モニター募集の場合、その方法、目的、条件などを明確に表示する事。

5. 次の用語は不当表示となります。

①「完全」「完璧」「絶対」「永久」「保証」「必ず」「万全」など全く欠けることがないことを意味する用語。

②「世界初」「日本初」「超」「業界一」「当社だけ」「他に類をみない」「抜群」など他よりも優位に立つことを意味する用語。

※但し、第三者機関の調査データなどがあり、読者が容易に実証を確認できるものは除く。

③「最高」「最高級」「極め」「一級」など最上級を意味する用語。

※但し、第三者機関の調査データなどがあり、実証できるものは除く。

④「治す」「治療」「療法」「医学的」「医療」「診察」「診療」「診断」「効く」「予防」など医師法・医療法・薬事法・医療及び医療類似行為に抵触する用語。

6. サウナなどの設備には、保健所の許可が必要です。

35. 墓地の広告（墓地埋葬等に関する法律）

- 「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ること
- 「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くこと
- 「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと
- 「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
- 「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域
- 「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設
- 「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設

〔1〕墓地の使用者を募集する広告

1. 都道府県知事の許可を受けたもの（地方自治体、宗教法人、公益法人など非営利団体に限定されている）
〈墓埋法〉
2. 次の各項を表示してください。
 - （1）墓地、納骨堂の名称。
 - （2）所在地の行政上の地番。
 - （3）経営主体・管理者の名称、所在地、電話番号、経営許可番号。
 - （4）総区画数、販売区画数。
 - （5）永代使用（供養）、年間管理、墓石やカロート（納骨容器）などにかかる代金。
 - （6）1区画当たりの面積。
 - （7）最寄りの交通機関と墓地までの距離、所要時間。
 - （8）広告有効期限。

〔2〕墓地改葬の広告

1. 「墓地改葬公告」は、改葬2ヵ月前までに、2種以上の日刊紙に3回以上掲載しなければなりません。
2. 掲載ごとに、広告中に該当する回数を表示してください。
（例） 1回目……第1回〇〇〇墓地改葬公告
2回目……第2回〇〇〇墓地改葬公告
3回目……第3回〇〇〇墓地改葬公告

36. 旅行、留学の広告（旅行業法、募集型企画旅行の公正競争規約）

〔1〕旅行者募集の広告

1. 旅行者募集の広告は、登録を受けた旅行業又は旅行業者代理業に限り掲載します。

（1）「旅行業」には、3種類あります。

①旅行業第一種…国内・海外旅行の企画・販売を扱うもの〔国土交通大臣登録〕

②旅行業第二種…国内旅行の企画・販売と海外旅行の販売を扱うもの〔都道府県知事登録〕

③旅行業第三種…国内・海外旅行の販売を扱うもの〔都道府県知事登録〕

（2）「旅行業者代理業」〔都道府県知事登録〕

2. 次の書類を提出していただく場合があります。

①法人登記簿謄本

②会社案内パンフレット

③登録を証明する書類など

3. 次の各項を明示してください。

●【企画旅行】の場合●

（1）企画旅行業者名

名称の前に【旅行企画・実施】と明記

所在地

登録番号

所属団体名（マークでもよい）

①広告主が代理業者の場合

（イ）名称

（ロ）名称の前に【受託販売】と明記

（ハ）所在地

（二）登録番号

②イベント旅行の場合は、イベント主催者名

（2）日程

①目的地（具体的に。主たる目的地をツアー名に入れる）

②出発年月日（特定曜日を出発日とするときは、その期間）

③日数

④宿泊地（すべての地名。機中、車内泊等の場合はその旨）

⑤出発地又は発着地。日帰りの場合は出発時間、帰着時間

（3）サービス内容

①運送期間の種類または名称

②宿泊施設の名称または等級。～クラスでも可。

③食事の回数（朝・昼・夜の別に回数。機内食などは別途表示）

④特別料理を賞味する目的の旅行は料理の内容

(4) 旅行代金

- ①コースごとの料金
- ②複数の出発日があるときは、出発日ごとの代金（「最低」～「最高」で可）
- ③イベント旅行の場合は、イベント費用と旅行代金を分けて表示

(5) 添乗員同行の有無（現地案内などの場合はその旨）

(6) 最少催行人員（イベント旅行の場合は募集人数も分けて表示）

(7) 取引条件の説明を行う旨、またはパンフレットを用意している旨

(8) 契約の申し込み方法

※注 旅行業者以外の者が旅行を企画し、実際の旅行の手配は旅行業者が行う場合、旅行業登録のないものは旅行主催者にはなれません。

●【優待旅行】の場合●

(1) 「優待旅行」とは…旅行業者以外の第三者が旅行を景品として提供するにあたり、旅行代金の一部を負担して優待するものをいいます。

(2) 次の各項を表示してください。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ①優待旅行である旨 | ⑤優待者数 |
| ②企画者（広告主）名、旅行主催者、登録番号 | ⑥応募方法 |
| ③旅行代金の額 | ⑦日程 |
| ④企画者（広告主）の負担金額 | ⑧選考・発表方法、発表日 |

※注 「優待旅行」の提供方法によっては、企画者（広告主）の負担額が景品額の提供に該当する場合があります。景表法の制限にも注意が必要です。また、予告広告の場合、詳細が決まった時点でもう一度企画旅行の必要表示事項の掲載が必要です。

●【招待旅行】の場合●

(1) 「招待旅行」とは…景品提供者が旅行代金の全額を景品として負担するものを言います。

(2) 次の各項を表示してください。

- | | |
|------------|--------------|
| ①招待旅行 | ⑤目的地 |
| ②企画者（広告主）名 | ⑥招待者数 |
| ③実施時期 | ⑦応募方法 |
| ④日程（発着地含む） | ⑧選考・発表方法、発表日 |

※「招待旅行」では、旅行そのものが景品額の提供となりますので、景表法による制限にも注意が必要です。

〔2〕外国への留学、研修、ホームステイなどの広告

1. 実態が確かで、実績のあるものに限り掲載できます。
2. 外国への留学は留学先の学校と正式に提携しているものに限ります。
3. 次の書類を提出していただくことがあります。
 - ①法人登記簿謄本
 - ②案内書、パンフレット
 - ③カリキュラムなど
 - ④学校・寄宿先との契約書類など
4. 必要表示事項は、「企画旅行」と同じです。

37. 意見広告

〔1〕「意見広告」とは

政党、団体、企業、個人などが、広告スペースを購入して社会的、経済的、国際的な問題や、その時の国民の間で話題となっている事柄などについて、自己の主義・主張を訴え、賛否を問い、理解や支持を得ることを目的とした広告をいいます。

〔2〕意見広告は「事前審査」とします。

〔3〕組織・実体が確実であり、しかるべき社会的評価を受けている団体・複数の企業・有志連名などが広告主で、内容が妥当と本社が判断したものに限り掲載します。

〔4〕次のものは掲載できません。

- （1）十勝毎日新聞広告倫理綱領・広告掲載基準に抵触するもの。
- （2）広告主が責任を持ち得ないと判断するもの。
- （3）他を侮辱、中傷、誹謗（ひぼう）するもの。
- （4）名誉棄損・プライバシーの侵害になるもの。
- （5）虚偽または事実を誤認したもの、誤認させるもの。
- （6）著しく良識を逸脱するもの。
- （7）破壊、暴力行為を肯定したり、あおるもの。
- （8）紛争中もしくは裁判中の当事者の当該紛争・裁判に関するもの。ただし、公共性が高いもので、表現の妥当なものに限り掲載します。

〔5〕次の各項を表示してください。

- ①広告主の正式名称
- ②責任者の氏名
- ③広告主の所在地
- ④広告主の電話番号
- ⑤右上又は左上、見出しの下など目立つ位置に大きく（18P以上を目安）「意見広告」のクレジットを入れてください。

（例）

意 見 広 告

 《 意 見 広 告 》

意 見 広 告

 《 意 見 広 告 》

38. 宗教関係の広告

〔1〕「事前審査」とします。

〔2〕次のものは掲載できません。

- （1）布教そのものの広告
- （2）寄付金集めを目的とした広告

〔3〕告知、行事案内の広告、出版広告で、本社が妥当と判断したものは掲載できます。

〔4〕出版広告でも、次のものは掲載しません。

- （1）迷信に類することを根拠にして、いたずらに読者の不安感をあおるもの
- （2）寄付金募集を目的とするもの
- （3）信仰による現世での利益を強調するもの
- （4）他の宗教団体・宗派などを誹謗（ひぼう）、中傷、排撃するもの
- （5）差別、名誉棄損、プライバシーの侵害など人権を侵害するおそれのあるもの

39. 易、占い、運命鑑定 of 広告

〔1〕「事前審査」とします。

〔2〕次のようなものは掲載できません。

- （1）誇大な表現のもの
- （2）迷信に類することを根拠にして、読者に不安感をもたせるような表現のもの
- （3）名士などの推薦文、談話

〔3〕易、占い、運命鑑定などの広告は、実施告知を目的とするものは掲載できます。

次の各項を表示してください。

- （1）氏名
- （2）住所、電話番号
- （3）易、占い、運命鑑定とかかわりある肩書き
- （4）鑑定項目など
- （5）開催日時、場所
- （6）鑑定料など

※印相広告は商品広告にとどめ、「凶相印」「幸運を運ぶ印」など断定的、誇大な表現はできません。

※ただし、「幸運印」などの商標はかまいません。

40. 政治・選挙に関する広告

〔1〕「事前審査」とします。

〔2〕公職選挙法、政治資金規制法などの関連法規を順守し掲載します。

〔3〕政治・選挙に関する広告は、「再選挙」「補欠選挙」も含みます。

〔4〕紙面などの都合で、掲載指定日に掲載できない場合があります。

〔5〕次のことはできません。

- （1）十勝毎日新聞広告掲載基準に反するものは掲載できません。
- （2）他を中傷・誹謗（ひぼう）するおそれのあるものや、偏見によるものは掲載できません。十勝毎日新聞社の見解により妥当でないと判断されるものは、掲載を保留したり、原稿内容の変更をお願いすることがあります。
- （3）訂正広告や誤りによる、「再掲載」はできません。
- （4）持ち込まれた広告原稿に対して、十勝毎日新聞社作業による訂正は一切受け付けません。訂正等がある場合は、訂正済みの改稿原稿を搬入してください。
- （5）広告原稿は、在版使用できません。

〔6〕候補者に関する選挙以外の広告

・「公職者」などが行う、有料の「あいさつ」広告は掲載できません。

国会議員、地方自治体の議会議員と長（現職、候補者とも）および、その後援団体が選挙区内において行う有料の「あいさつ」広告は掲載できません。ただし、広告料金が広告主本人からではなく、行政予算などから支払われていると認められる場合は、この限りではありません。

※「あいさつ」とは、「年賀、寒中見舞い、暑中見舞い、残暑見舞い、慶弔、激励、感謝、その他、これに類するもののためにするあいさつ」を指します。

・死亡広告

①氏名の文字を大きくするなど、不自然な扱いにしたものは掲載できません。

②「氏名のみ」の表示に限ります。ただし、次の場合は例外とします。

イ. 公示・告示前（選挙運動期間外）は現職に限り肩書きも表示できます。

ロ. 公示・告示後（選挙運動期間）は、一切表示できません。

	選挙期間中		選挙期間外	
	氏名	公職名	氏名	公職名
死亡広告	○（可）	×（不可）	○（可）	○（可）
改葬広告	○（可）	×（不可）	○（可）	×（不可）

・営業広告

従来、行っている通常の広告方法・頻度であるかどうか注意してください。次のようなものは掲載できません。

- ①学校の理事者、会社の役員などに候補者名が入る場合。氏名の文字が不自然に大きいもの。従来は表示されていなかったのに、今回は表示されている。
- ②候補者の氏名、写真、肩書、経歴、抱負などを主な内容としているもの。

・出版広告

選挙運動とみなされる表示はできません。次のようなものは、注意してください。

- ①平常、著作活動を行っていない人が、選挙前に急に著作を発表する場合。
- ②従来から著作活動を行ってきた人でも、氏名や写真を不自然に大きく扱ったもの。
- ③候補者をモデルにした出版物など。
※雑誌の広告で、候補者が不自然に扱われたものや、選挙妨害になるおそれのある表現のものは、原則として掲載できません。

・その他

次のものは掲載できません。

- ①人物、事業を紹介する「記事体広告」などで、不自然に人物に焦点を当てたもの。
- ②名目のない単独の名刺広告。
- ③候補者の〇〇賞受賞挨拶広告。

〔7〕演説会の広告

- ①候補者が弁士の場合は、肩書を入れない氏名のみを表示してください。
- ②主催者名は、通常使用しているものに限り、ます。
- ③選挙運動期間中は、確認書の交付を受けた政党、政治団体（確認団体）に限り、広告できます。
- ④選挙運動期間中は、候補者名を他の弁士より大きく扱ったり、候補者である旨の表示をすることはできません。

〔8〕後援会の広告

- ①会合開催の告知広告にとどめてください。飾り罫、白抜き・網などのデザイン処理も行えません。
- ②候補者名は告知タイトル、後援会名などより大きな活字は使えません。
- ③選挙届け出前には「事務所開き」などの広告は事前運動となるため掲載できません。
- ④選挙運動期間中は、「発会式」「決起大会」などの広告、「事務所移転」や「電話増設（移転）」「電話増設（変更）」などの広告は掲載できません。

〔9〕衆議院（総選挙）の広告

1. 衆議院議員の選挙は、「小選挙区比例代表並立制」です。従って小選挙区選出議員選挙・比例代表選出議員選挙の2つの選挙によって議員が選ばれます。
2. 小選挙区選出議員選挙
 - (1) 1選挙区から一人の議員を選び、北海道は13区13人（定員）の議員からなり、十勝は第11区として一人（定員）の議員が選ばれます。
 - (2) 立候補届け出は、次の場合可能です。
 - 公職選挙法に定める要件を満たした政党その他の政治団体（以下「政党など」）が届け出者の場合。
 - 本人が届け出者の場合。
 - 選挙の行われる区域内の選挙人名簿に登録された「推薦届出人」が届け出者の場合。

3. 比例代表選出議員選挙

- (1) 全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党の得票数に応じて議員が選ばれます。
- (2) 北海道は全道1区となり、9人（定員）の議員が選ばれます（全国では定員200人）。
- (3) 名簿の届け出は、公職選挙法に定める要件を満たす「政党等」しかできません。

4. 選挙広告の種類

①候補者広告…立候補者が選挙運動期間中、選挙に関して行う広告のことです。

- 広告主は候補者に限る。
- 費用負担は公費（国庫払い）。
- スペースは1回につき2段1／4。
- 回数は十勝毎日新聞や他紙に出た分も含め、新聞広告合計で5回。
- 広告掲載の期間は立候補受付日発行（立候補届出日）から、投票日前日発行（投票日前日）までの期間。

《掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず選挙長（選管）発行の「新聞広告掲載証明書」（1回掲載につき1枚必要）と「新聞広告掲載承諾通知書」（1回の掲載につき1枚必要）を提出してください。
- ◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。
- ◆「新聞広告掲載承諾通知書」は本社承認印を押印し、掲載前に当該選挙長に提出してください。

《広告の内容》

- ◆同一候補者が同一日に同一紙面で複数掲載できますが、それぞれが独立した体裁、表現のものでなければなりません。
- ◆1人分のスペースに2人以上の候補者が共用した場合は、それぞれ1回として計算します。
- ◆その選挙における「衆議院議員候補 ○○区」であることを表示してください。
- ◆内容は自由ですが、他の特定候補者を推薦・支持するような表現はできません。
- ◆候補者広告中に推薦者（団体）の表示がある場合は、推薦者（団体）の同意書または、選挙事務所責任者の確認書を提出してください。
ただし、推薦者が自己のためにする選挙運動の目的がなく、かつ、次のような広告表示があれば差し支えありません。
 - イ. 推薦者の氏名のみが表示されている。
 - ロ. 推薦者中、候補者は1名のみである。
 - ハ. 活字の大きさが、当該候補者よりも小さいものが使用されている。
- ◆候補者は立候補届け出に際しては、本名（戸籍名）でなければなりません。また「新聞広告掲載証明書」に記載してある候補者名と、新聞広告の候補者名は同一でなければなりません。漢字名の一部を仮名書きにした場合なども、「同一」とは認められません。候補者が届け出通りの氏名でない氏名で広告を掲載する場合は、選挙長（選管）に提出した「通称認定申請書」の認定書を提出してください。

②候補者届け出政党広告

- 候補者届け出政党等が選挙運動期間中、都道府県単位で、選挙に関して行う広告のことです。
- 広告主（広告できる人）は「候補者届け出政党等」に限ります。
 - ※「候補者届け出政党等」とは次のいずれか一つの要件を満たす政党、その他の政治団体（「政党等」）であることが必要です。
 - イ. 当該政党等に所属する衆議院議員または参議院議員を5人以上有すること。
 - ロ. 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙における当該政党等の得票数が、当該選挙における有効投票の総数の2%（100分の2）以上であること。

- 費用負担は公費（国庫払い）。
- スペースは1回あたりの最少スペースは2段1／4で最大は全15段まで可能です。形は縦長・横長を問わず長方形に限られています。
- 当該都道府県における政党等の届け出候補者数により、合計（総）段数、合計（総）回数が決められています。

届け出候補者数	合計（総）段数	合計（総）回数
1～5人	横 1／1× 縦 4段以内	8回以内
6～10人	横 1／1× 縦 8段以内	16回以内
11～15人	横 1／1× 縦 12段以内	24回以内
16人以上	横 1／1× 縦 16段以内	32回以内

- 広告掲載の期間は立候補受付日発行（立候補届け出日）から投票日前日発行（投票日前日）までの期間。

《掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず、選挙長（選管）発行の「新聞広告掲載証明書」（1回につき1枚必要）と「新聞広告掲載承諾通知書」（1回の掲載につき1枚必要）を提出してください。
- ◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。

《広告の内容》

- ◆広告中に「衆議院小選挙区選挙広告」である旨の表示が必要です。
- ◆広告中に推薦者（団体）の表示がある場合は、その推薦者（団体）同意書または、推薦を証明する書類を必ず提出してください。
- ◆推薦者（団体）の活字の大きさは、その広告の最少活字より小さいものとします。

③比例代表区選出議員・名簿届け出政党広告

- 比例代表選挙の名簿届け出政党等が選挙運動期間中、全国11の比例選挙区単位（北海道選挙区は全道で1区）で、選挙に関して行う広告のことです。
- 広告主（広告できる人）は「名簿届け出政党等」に限ります。
 - ※「名簿届け出政党等」とは、次のいずれか一つの要件を満たす政党、その他の政治団体（「政党等」）である必要があります。
 - イ、当該政党等に所属する衆議院議員または参議院議員を5人以上有すること。
 - ロ、直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙における当該政党等の得票総数が当該選挙における有効投票の2%（100分の2）以上であること。
 - ハ、当該届け出をすることにより候補者となる名簿登載者の数が、当該選挙区における議員の定数の10分の2以上であること。
- 費用負担は公費（国庫払い）。ただし、公費となるのは、その比例代表区〔当社の場合は「北海道選挙区ブロック」〕における当該政党等の得票総数が、有効投票総数の2%（100分の2）以上の場合に限られます。達しない場合は、政党等の「私費」払いとなります。
- スペースは、1回あたりの最少スペースは2段1／4で、最大は全15段まで可能です。形は縦長・横長を問わず、長方形に限られています。

- 北海道選挙区(ブロック)の名簿登載者の人数に応じて、合計(総)段数、合計(総)回数が決められています。

名簿登載者数	合計(総)段数	合計(総)回数
1～9人	横 1／1× 縦 8段以内	16回以内
10～18人	横 1／1× 縦 16段以内	32回以内
19～27人	横 1／1× 縦 24段以内	48回以内
28人以上	横 1／1× 縦 32段以内	64回以内

※注 「再選挙」の場合は、段数・回数ともに2分の1になります

- 広告掲載の期間は立候補受付日発行(立候補届け出日)から投票日前日発行(投票日前日)までの期間。

《掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず、選挙長(選管)発行の「新聞広告掲載証明書」(1回につき1枚必要)と「新聞広告掲載承諾通知書」(1回の掲載につき1枚必要)を提出してください。
- ◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申込みがあっても、掲載できませんので注意してください。

《広告の内容》

- ◆広告中に「衆議院比例代表選挙広告」の旨の表示をしてください。

④(政党)政策広告

- 政党その他の政治団体(「政党等」)は、投票日を除いて選挙運動期間中、政策の普及宣伝・演説の告知のために行う広告のことです。
- スペースは自由です。
- 色刷りは可能です。
- 回数は自由です。
- 費用負担は政党等の「私費」払いです。

《広告の内容》

- ◆広告内容は、自党(政治団体)の主義・主張、政策に限られます。「清き一票は〇〇党へ」「当選させてください」などの、選挙運動にわたる表現は一切できません。
- ◆『必要表示事項』
 - ・政党広告は本部出稿を原則とします。正式な「政党名」を表示してください。下部組織からの出稿の場合は、下部組織名を政党名に併記してください。
 - ・政治団体は本部出稿を原則とします。正式な「政治団体名」を表示してください。団体名・所在地・代表者名(または責任者名)を表示してください。

〔10〕参議院(通常選挙)の広告

①候補者広告

- 立候補者が選挙運動期間中、選挙に関して行う広告のことです。
- 広告主(広告できる人)は候補者に限ります。
- 費用負担は公費(国庫払い)。
- スペースは1回につき2段1／4。
- 回数は、十勝毎日新聞や他紙に出た分も含め、新聞広告合計で5回。
- 広告掲載の期間は立候補受付日発行(立候補届け出日)から、投票日前日発行(投票日前日)までの期間。

《掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず、選挙長(選管)発行の「新聞広告掲載証明書」(1回につき1枚必要)と「新聞広告掲載承諾通知書」(1回の掲載につき1枚必要)を提出してください。

◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。

◆「新聞広告掲載承諾通知書」は本社承認印を押印し、掲載前に当該選挙長に提出してください。

《広告の内容》

◆同一候補者が同一日に同一紙面で複数掲載できますが、それぞれが独立した体裁、表現のものでなければなりません。

◆一人分のスペースに2人以上の候補者が共用した場合は、それぞれ1回として計算します。

◆その選挙区における「参議院選挙〇〇区 候補者」広告である旨を明示してください。

◆他の特定候補者を推薦、支持するような表現はできません。

◆候補者広告中に推薦者（団体）の表示がある場合は、推薦者（団体）の同意書または、選挙事務所責任者の確認書を提出してください。ただし、推薦者が自己のためにする選挙運動の目的がなく、かつ、次のような広告表示があれば差し支えありません。

イ. 推薦者の氏名のみ表示されている。

ロ. 推薦者中、候補者は1名のみである。

ハ. 活字の大きさが、当該候補者よりも小さいものが使用されている。

◆候補者は立候補届け出に際しては、本名（戸籍名）でなければなりません。また、「新聞広告掲載証明書」に記載してある候補者名と、新聞広告の候補者名は同一でなければなりません。漢字名の一部を仮名書きにした場合などでも、「同一」とは認められません。候補者が届け出通りの氏名でない氏名で広告を掲載する場合は、選挙長（選管）に提出した「通称認定申込書」の承諾書を提出してください。

②名簿届け出政党等広告（比例代表法定選挙広告）

名簿登載者数	合計（総）段数	合計（総）回数
1～8人	横 1／1× 縦 20段以内	40回以内
9～16人	横 1／1× 縦 28段以内	56回以内
17～24人	横 1／1× 縦 36段以内	72回以内
25人以上	横 1／1× 縦 44段以内	88回以内

●参議院比例代表選挙において名簿届け出政党等が選挙運動期間中、選挙に関して行う広告のことです。

●広告主（広告できる人）は「参議院名簿届け出政党等」に限ります。

※「参議院名簿届け出政党等」とは、次のいずれか一つの要件を満たす政党その他の政治団体（「政党等」）であることが必要です。

●費用負担は公費（国庫負担）。当該参議院名簿届け出政党等の得票総数が、当該選挙における有効得票の総数の1%（100分の1）以上の場合は「公費」になります。しかし、1%（100分の1）に達しない場合は、参議院名簿届出政党の「私費」による負担となります。

●スペースは、1回当たりの最少スペースは、2段1／4で、最大は全15段まで可能です。

●当該名簿届け出政党等の名簿登載者の数に応じて、合計（総）段数、合計（総）回数が決められています。

●広告掲載の期間は立候補受付日発行（立候補届け出日）のから投票日前日発行（投票日前日）のまでの期間。

《掲載手続き》

◆掲載日の前日までに必ず、選挙長（選管）発行の「新聞広告掲載証明書」（1回につき1枚必要）と「新聞広告掲載承諾通知書」（1回の掲載につき1枚必要）を提出してください。

◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。

《広告の内容》

◆広告中に、その選挙区における衆議院比例代表選出議員の選挙に関する広告である旨の表示が必要です。

◆広告原稿中に推薦者（団体）名の記載がある場合は、その推薦者（団体）の推薦を証明する書類を必ず提出してください。

◆推薦者（団体）の活字の大きさは、その広告の最少活字より小さいものとします。

◆「政党」は正式な政党名、「政治団体」は正式名称、所在地、代表者名を表示してください。

③法定政策広告

●参議院通常選挙において「確認団体」が選挙運動期間中、政策の普及宣伝・演説の告知のために行うものです。

●広告主（広告できる人）は「確認団体」に限ります。

※「確認団体」とは

イ. 参議院選挙再・補欠選では、再選挙または補欠選挙が行われる地域で1人以上の候補者を有する政党その他の政治団体。

ロ. 参議院通常選挙では、名簿届け出政党または全国を通じて10人以上の候補者を有する政党その他の政治団体。

ハ. 都道府県および政令指定都市議会選では当該選挙の行われる地域において3人以上の候補者を有する政党その他の政治団体。

二. 都道府県知事および市・特別区長選では候補者または支援候補者を有する政党その他の政治団体。

以上のイ～二のいずれかで、自治大臣の確認書の交付を受けたもの。「政令指定都市」とは、札幌・仙台・千葉・川崎・横浜・さいたま・静岡・堺・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・北九州・福岡をいう。

●費用負担は公費（国庫払い）。

●スペースは全3段。

●回数は4回。

●広告掲載の期間は立候補受付日発行（立候補届け出日）から、投票日前日発行（投票日前日）までの期間。

《掲載手続き》

◆自治大臣が交付する「政策広告掲載証明書」（1回の掲載につき1枚必要）と「政策広告掲載承諾通知書」（1回の掲載につき1枚必要）を提出してください。

《広告の内容》

◆広告内容は、党の綱領、政策の解説、意見表明、スローガン、告知広告など政策の普及宣伝と演説の告知にとどめ、選挙運動にわたることはできません。

④（政党）政策広告

●政党その他の政治団体が「私費」で行う広告です。

・広告内容が選挙広告にわたることはできません。

・時期による法的な制限はありませんが、投票日当日の掲載はしません。

・選挙運動期間中の「政談・演説会の告知広告」については制限があります。政談演説会の告知広告は、「確認団体」しか行えません。

〔11〕都道府県知事選挙

・都道府県知事選挙の広告は、候補者が選挙運動期間中、知事選挙に関して行う広告のことをいいます。

・広告主（広告できる人）は、候補者に限ります。

・費用負担は、公費（自治体払い）

・スペースは、1回につき2段1／4以内。

・回数は、十勝毎日新聞や他紙に出た分も含め、新聞広告合計で4回。

・広告掲載の期間は、立候補受付日発行（立候補届け出日）から投票日前日発行（投票日前日）までの期間。

・掲載は「記事下広告」に限ります。

- ・「雑報」は使えません。
- ・「色刷り」はできません。

《掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず、選挙長（選管）発行の「新聞広告掲載証明書」（1 回につき 1 枚必要）と「新聞広告掲載承諾通知書」（1 回の掲載につき 1 枚必要）を提出してください。
- ◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。
- ◆「新聞広告掲載承諾通知書」は本社承認印を押印し、掲載前に当該選挙長に提出してください。

《広告の内容》

- ◆同一候補者が同一日に同一紙面で複数掲載できますが、それぞれが独立した体裁表現のものでなければなりません。
- ◆1 人分のスペースに 2 人以上の候補者が共用した場合は、それぞれ 1 回として計算します。
- ◆広告中に「都道府県知事の選挙に関する広告」であることを明示してください。
- ◆他の特定候補者を推薦、支持するような表現はできません。
- ◆候補者広告中に推薦者（団体）の表示がある場合は、推薦者（団体）の同意書または選挙事務所責任者の確認書を提出してください。ただし、推薦者が自己のためにする選挙運動の目的がなく、かつ、次のような広告表示があれば差し支えありません。
 - （イ）候補者の氏名のみ表示されている。
 - （ロ）推薦中、候補者は 1 名のみである。
 - （ハ）活字の大きさが、当該候補者よりも小さいものが使用されている。
- ◆候補者は立候補届け出に際しては、本名（戸籍名）でしなければなりません。また「新聞広告掲載証明書」に記載してある候補者名と、新聞広告の候補者名は同一でなければなりません。漢字名の一部を仮名書きにした場合なども「同一」とは認められません。候補者が届け出通りの氏名でない氏名で広告を掲載する場合は、選挙長（選管）に提出した「通称認定申請書」の承諾書を提出してください。

〔12〕道議会議員選挙・市長村長選挙・市長村議会議員選挙

- ・道議会議員・市町村長・市長村議会議員選挙の候補者が選挙運動期間中、それぞれの選挙に関して行う広告のことをいいます。
- ・広告主（広告できる人）は候補者に限ります。
- ・費用負担は「私費」（候補者払い）。
- ・スペースは、1 回につき 2 段 1 / 4 以内。
- ・回数は十勝毎日新聞や他紙の分も含め、新聞広告合計で 2 回。
- ・広告掲載の期間は立候補受付日発行（立候補届け出日）から投票日前日発行（投票日前日）までの期間。
- ・掲載は「記事下広告」に限ります。
- ・「雑報」は使えません。
- ・「色刷り」はできません。

《広告掲載手続き》

- ◆掲載日の前日までに必ず、選挙長（選管）発行の「新聞広告掲載証明書」（1 回につき 1 枚必要）を提出してください。
- ◆掲載証明書のないもの、掲載証明書に選挙長の印を押していないものは申し込みがあっても、掲載できませんので注意してください。

《広告の内容》

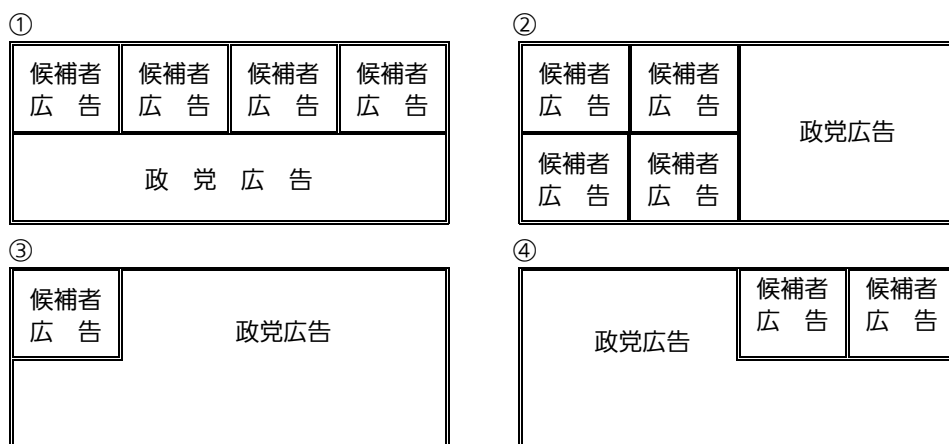
- ◆同一候補者が同一日に同一紙面で複数掲載できますが、それぞれが独立した体裁、表現のものでなければなりません。

- ◆ 1 人分のスペースに 2 人以上の候補者が共用した場合は、それぞれ 1 回として計算します。
- ◆ 広告中に道議会議員選挙、市長村長選挙、または市長村議会議員の選挙に関する広告である旨を表示してください。
- ◆ 他の特定候補者を推薦、支持するような表現はできません。
 - イ. 推薦者の氏名のみ表示されている。
 - ロ. 推薦者中、候補者は 1 名のみである。
 - ハ. 活字の大きさが、当該候補者よりも小さいものが使用されている。
- ◆ 立候補者は立候補届け出に際しては、本名（戸籍名）でなければなりません。また「新聞広告掲載証明書」に記載してある候補者名と、新聞広告の候補者名は同一でなければなりません。漢字名の一部を仮名書きにした場合なども「同一」とは認められません。候補者が届け出通りの氏名でない氏名で広告を掲載する場合は、選挙長（選管）に提出した「通称認定申請書」の承諾書を提出してください。

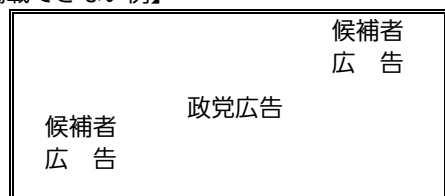
〔1 3〕 広告原稿の体裁

- ・ 同一候補者の広告を 2 つ以上併載する場合は、それぞれが独立した体裁・表現のものでなければなりません。相互に文章がまたがっていたり、並べて読んではじめて意味が通じ、単独で意味をなさないようなものは掲載できません。（同一政党の別候補者の広告を 2 つ以上併載する場合も、同様です。）
 - ※ 2 段 1 / 4 以内で、共通の横カットの下に別々の候補者が広告をすることはできますが、この場合、各々が 1 回ずつの掲載回数と認定されます。
- ・ 候補者広告と政党、政治団体の広告を併載する場合は、それぞれが独立した体裁・表現のものでなければなりません。政党、確認団体広告の中に候補者広告を挿入したものは掲載できません。

【掲載可能な例】



【掲載できない例】



（政党広告の中に候補者広告を挿入したもの）

〔1 4〕 当選お礼、落選あいさつの広告

当選お礼の広告、落選あいさつの広告は、本人または第三者によるものを問わず、掲載できません。

〔15〕立候補辞退、断念の広告

- ・「辞退（断念）」の告知にとどめてください。他の候補者に影響を及ぼすような内容のものや、次回選挙の事前運動のおそれのあるものは掲載できません。
- ・選挙長（選管）が受理したものに限り掲載できます。選挙長（選管）に「辞退」の事実を確認してください。

4 1. 知的所有権、アマチュア規定（不正競争防止法）

〔1〕皇室、元首などにかかわる広告

1. 皇室の写真、紋章などを広告に使用する場合は、その尊厳を損なうことのないよう注意を払ってください。
2. 外国の王室、各国元首についても、これに準じます。
3. 写真・紋章・談話などを広告に使用する場合は、事前に宮内庁および当該大使館の了承が必要です。

〔2〕国旗などを使用した広告（商標法、不正競争防止法）

1. 国旗を商品そのもの、および商標として使用したものは掲載できません。
2. 国旗の意匠を広告に使用する場合は、その尊厳を損なうことのないよう注意を払ってください。
3. 国際連合旗は、国連の規定により、どんな場合でも商業目的では使用できません。（国際連合旗規定）
4. 「赤十字」は、商業目的又は商品と関連して使用することはできません。（赤十字法）

〔3〕著作権、商標権、特許権など

1. 著作権、商標権、特許権などの侵害となる広告は、掲載できません。「商標権」を譲り受ける場合は、経済産業省令で定めるところにより、その旨を日刊紙に広告しなければなりません。
2. 明らかに他の模倣、盗作と思われる表現のものは掲載できません。
3. 掲載する内容について、裁判中・紛争中のもの、または紛争を誘発するおそれのあるものは、原則として掲載できません。
4. 人の名前、写真、談話などは、無断で使用できません。事前に本人あるいは著作権所有者の許可承諾を得てください。
5. 国土地理院発行の地図を広告に使用する場合は許可が必要です。広告中に「使用許可番号」を明示してください。
6. ®マークのついた商標（登録商標）は、無断で使用できません。
（例）ウォークマン、エレクトーン、ゼロックス、宅急便、東京ディズニーランド、ウォシュレット、ポリバケツ、万歩計、バンドエイド、ラジコン、アートフラワー、ジープ、ワンカップ、マジックなど
7. ©マーク（Copyright の略）のある新聞・雑誌などの出版物は、いかなる部分でも無断で使用できません。

〔４〕工業所有権に関する広告（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）

1. 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を表示する場合には、登録されたことを証明する書類を事前に提出していただく場合があります。
2. 特許、実用新案などの出願中のものは、原則として番号は表示せず「出願中」とだけ表示します。ただし、「特許出願中・出願番号・〇〇〇〇」「実用新案出願中・公開番号〇〇〇〇」などと表示し、登録番号と明確に区別できる場合はこの限りではありません。
3. 「特許庁工業所有権 シンボルマーク」などといった、各種所有権の啓蒙・普及のためのマークは、一広告主の広告中に表示すると、特許庁が広告主・製品を推薦しているかのような誤認を招くので、使用できません。

〔５〕紙幣、郵便切手などの使用（通貨及証券模造取締法・郵便切手類模造取締法）

1. 本物と紛らわしいものは掲載できません。
2. 本物と区別するために極端に大きさを変えたり、「見本」などと表示してください。

〔６〕オリンピック、国際的な大会・催事など

1. オリンピックの標章（五輪のマーク）、標語（より早く、より高く、より強く、がんばれニッポン等）、公式エンブレム、マスコットキャラクターは許可なく使用できません。JOC（日本オリンピック委員会）の承認を得て、承認番号を表示してください。
2. その他、国際的な大会・催事などでマーク、標語などの使用許可を必要とする場合は使用承認番号を表示してください。
3. オフィシャルスポンサー以外で商業目的又はそれに類似する広告は掲載できません。
4. 直接的に登録された商標ではなくても、オリンピックや国際的な大会（ワールドカップ等）の期間中に同大会を連想させる表現も一切使用できません。

〔７〕アマチュアスポーツに関する広告

1. 日本体育協会および当該競技団体の事前承認を得てください。競技者、役員の氏名・写真・談話などを、たとえ「報酬のあるなしにかかわらず」また、「本人が広告に使用されていることを知らなくとも」、無断で広告に使用した場合、アマチュア資格を失うおそれがあります。
2. 全国高等学校野球選手権大会
次のものは掲載できません。
 - （１）出場選手、役員の氏名・写真・談話などを用いたもの。
 - （２）大会にかかわる予想事項を懸賞・クイズに使用したもの。
 - （３）風俗営業、公営ギャンブルなど、高校野球にふさわしくないもの。
 - （４）代表校に対する寄付金を募集するもの。※なお、一般の高校野球もこれに準じます。
※校旗、校章などを使用する場合は、学校の承認を得てください。

4 2. 弁護士・公認会計士・税理士の広告

〔1〕 弁護士の広告

弁護士の広告に掲載できる事項は、「弁護士の業務の広告に関する規程」「同規則」に定めるものに限られます。

- (1) 氏名（通称も可）、住所。
- (2) 自宅の電話、その他これに準ずるものの番号（FAX、TELEXなど）。
- (3) 事務所の名称、所在地および電話、その他これに準ずるものの番号。
- (4) 所属弁護士会。
- (5) 弁護士登録の年月日。
- (6) 生年月日、性別および出身地。
- (7) 学位。
- (8) 公認会計士、弁護士、不動産鑑定士もしくは海事補佐人の登録をしているとき、または「外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法」にいう外国弁護士の資格を有する時は、その表示。
- (9) 取り扱う業務。
- (10) 事務所における執務時間。
- (11) 弁護士会で定める法律相談料の額。

〔2〕 公認会計士の広告

公認会計士の広告に掲載できる事項は、「日本公認会計士協会 紀律規則」に定める次のものに限られます。

- (1) 氏名。
- (2) 公認会計士の称号。
- (3) 日本公認会計士協会の会員である旨の表示。
- (4) 事務所の名称、所在地および電話番号。
- (5) 住所および電話番号。
- (6) 業務の内容。
- (7) 税理士、弁護士など法律で認められている資格を兼ねるときは、その称号。

〔3〕 税理士の広告

税理士の広告に掲載できる事項は、「税理士会 規律規則」に定める次のものに限られます。

- (1) 氏名および写真。
- (2) 税理士の称号および税理士登録番号。
- (3) 税理士会および支部の会員である旨の表示。
- (4) 税理士事務所の名称、所在地および電話番号。
- (5) 税理士法第2条に規定された業務。
 - ①税務代理。
 - ②税務書類の作成。
 - ③税務相談。
 - ④財務書類の作成。
 - ⑤会計帳簿の記帳の代行。

-
- (6) 弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、中小企業診断士その他法令に定められた資格を兼ねるときは、その称号または、関連する業務を表示した名称もしくは商号。

次の物は掲載できません。

- (1) 事実に合致していないもの

例：虚偽の表示（経歴などを偽った表示、実在しない人物、団体等の推薦文など）

実態が伴わない団体や組織の表示（実態が伴わないにも関わらず「〇〇税理士グループ」「〇〇研究会」などの団体名の表示など）

- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせるもの

例：「割安な報酬で引き受けます」「巧みに節税します」「最高の税務知識を提供します」「たちどころに解決します」「税務調査省略になります」「〇〇税理士会会長経験による豊富な人脈・情報」など

- (3) 特定の会員又は会員事務所と比較したもの

例：「〇〇事務所・税理士法人より豊富なスタッフ」「△△を宣伝文句にしている〇〇事務所・税理士法人とは異なり、当事務所・税務法人は△△で優れています」など

- (4) 法令又は会則及び会規に反するもの

- (5) 品位又は信用を損なうおそれのあるもの

例：違法・脱法行為をほのめかす表現（「税の抜け道、抜け穴教えます」「究極の節税テクニック」「元大物〇〇税理士」など）、奇異、低俗、派手すぎるもの、見る人に不快感を与えるもの

4 3. 信用調査業（探偵）の広告

1. （社）日本調査業協会の加盟社に限ります。
2. 各都道府県に条例が定められている場合は、それに従います。
3. 登録証書（登録番号が確認できるもの）のコピーを提出してください。

4 4. 暴力団、示談屋などの広告

暴力団、示談屋などの広告は掲載できません。

1. 暴力団、テキ屋などの襲名披露広告や、あいさつ広告、興行広告など。
2. 示談屋などの営業広告。

4 5. 問い合わせ先一覧

〔1〕 広告審査関係団体

(社)日本新聞協会	〒101-0047 東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル	
	03-3591-4401	http://www.pressnet.or.jp/
(財)新聞広告審査協会	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館	
	03-5288-6201	http://www.narc.or.jp/
(社)日本広告審査機構 (JARO)	〒104-0061 東京都中央区銀座 2 丁目 16-7 電通恒産第 3 ビル	
	03-3541-2811	http://www.jaro.or.jp/

〔2〕 苦情・相談機関

(財)日本消費者協会	03-5282-5311	http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/
国民生活センター	03-3446-0999	http://www.kokusen.go.jp/
(社)北海道消費者協会	011-221-4217	http://www.syouhisya.or.jp/
(社)帯広消費者協会	0155-22-7161	〒080-0014 帯広市西 4 南 13 とかちプラザ内
経済産業省 消費者相談室	03-3501-4657	http://www.meti.go.jp/ http://www.meti.go.jp/policy/consumer/contents2.html
北海道経済産業局 消費者相談室	011-709-1785	http://www.hkd.meti.go.jp/index.htm

〔3〕 官公庁関係

公正取引委員会事務総局取引部 (景品表示) 景品表示指導課	03-3581-5471	http://www.jftc.go.jp/
公正取引委員会事務総局 北海道事務所 (景品表示) 取引課	011-231-6300	http://www.jftc.go.jp/c_hokkaido/index.html
北海道庁	011-231-4111	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/
十勝支庁	0155-26-9005	http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/
帯広保健所	0155-27-8634	http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hf/hfc
帯広公共職業安定所 ハローワーク帯広	0155-23-8296	
北海道警察本部 (薬事) 生活安全部 (暴力団) 刑事部 暴力団対策	011-251-0110 011-231-2151 011-222-0200	http://www.police.pref.hokkaido.jp/
帯広警察署	0155-25-0110	http://www.obihiro-syo.police.pref.hokkaido.jp/
財務省 北海道財務局	011-709-2311	http://www.mof-hokkaido.go.jp/
厚生労働省 北海道労働局雇用均等室 (男女雇用機会均等法)	011-709-2715	http://www.hokkaido-labor.go.jp/
帯広労働基準監督署	0155-22-8100	
釧路地方裁判所帯広支部 帯広税務署 帯広暮らしの相談センター	0155-23-5141 0155-24-2161 0155-26-5911	

〔４〕各種団体など

北海道財務局 帯広財務事務所	0155-25-6381	http://www.mof-hokkaido.go.jp/obihiro/
住宅金融支援機構 北海道支店	011-261-8301	http://www.jhf.go.jp/
全国銀行協会 （全銀協）	03-3216-3761	http://www.zenginkyo.or.jp/
日本金地金流通協会	03-5207-5371	http://www.jgma.or.jp/
著作権情報センター	03-5353-6921	http://www.cric.or.jp/
日本音楽著作権協会 北海道支部	011-221-5088	http://www.jasrac.or.jp/index.html
日本公認会計士協会 北海道会	011-221-6622	http://www.hp.jicpa.or.jp/index2.html http://hokkaido.jicpa.or.jp/
北海道弁護士会連合会	011-281-2428	http://www.dobenren.org/
釧路弁護士会	0154-41-0214	http://www.946jp.com/ben54/
北海道税理士会 北海道税理士会 帯広支部	011-621-7101 0155-24-0751	http://www.do-zeirishikai.or.jp/
弁理士会 北海道支部	011-736-9331	http://www.jpaa.or.jp/
北海道宅地建物取引業協会 帯広支部	0155-22-7060	http://www.takken.ne.jp/ http://www3.ocn.ne.jp/~takkenob/
日本貿易振興会 ジェトロ北海道	011-261-7434	http://www.jetro.go.jp/indexj.html
日本クレジット産業協会	03-3359-0411	http://www.jccia.or.jp/
日本高等学校野球連盟	06-6443-4661	http://www.jhbf.or.jp/
日本通信販売協会	03-5651-1155	http://www.jadma.org/
全日本冠婚葬祭互助協会	03-3433-4415	http://www.zengokyo.or.jp/
日本商品先物取引協会	03-3664-4731	http://www.nisshokyo.or.jp/
全国有料老人ホーム協会	03-3272-3781	http://www.yurokyo.or.jp/
結婚情報サービス協議会	03-5689-8769	http://www.misc.gr.jp/
北海道貸金業協会	011-222-4202	
北海道貸金業協会帯広支部	0155-26-3191	
悪徳商法被害者対策委員会	03-3374-0019	
日本エステティック業協会	03-5501-1801	http://www.esthesite.com/
全国学習塾協会	03-5996-8511	http://www.jja.or.jp/main.html
全国信販協会	03-5296-2971	http://www.shinpankyo.or.jp/
日本司法書士会連合会	03-3359-4171	http://www.shiho-shoshi.or.jp/
日本たばこ協会	03-3434-3661	http://www.tioj.or.jp/
日本オリンピック委員会（ＪＯＣ）	03-3481-2238	http://www.joc.or.jp/
日本フランチャイズチェーン協会	03-5777-8701	http://jfa.jfa-fc.or.jp/

日本健康・栄養食品協会	03-3268-3134	http://www.jhnfa.org/
帯広生命保険協会	0155-26-3827	〒080-0010 帯広市大通南 11-18 明治生命帯広ビル 4F
帯広地区損害保険同業会	0155-24-3924	〒080-0012 帯広市西 2 条南 9 丁目 17 帯広拓銀ビル 興亜火災海上保険帯広第一支社 内
帯広金融業協同組合	0155-23-7423	〒080-0802 帯広市東 2 条南 13 丁目 11
日本旅行業協会北海道支部	011-251-0558	http://www.jata-net.or.jp/
結婚情報サービス協議会	03-5689-8769	http://www.misc.gr.jp/
日本調査業協会	03-3865-8371	http://www.nittyokyo.or.jp/
北海道体育協会	011-820-1701	http://www.hokkaido-sports.or.jp/
北海道老人保健施設協議会	011-241-1333	http://www.h-roken.jp/
北海道医師会	011-231-1432	http://www.hokkaido.med.or.jp/
十勝医師会	0155-28-2898	
帯広医師会	0155-24-2802	http://www.obihiro-med.or.jp/
北海道歯科医師会	011-231-0945	http://www.doushi.net/
十勝歯科医師会	0155-25-2172	http://www.octv.ne.jp/%7Etda118/index.html
北海道鍼灸師会	011-644-7322	http://www6.ocn.ne.jp/~harikyu/
北海道鍼灸マッサージ師会	011-562-6628	http://www.zensin.or.jp/~hokkaido/
北海道柔道整復師会	011-642-6163	http://www.jusei.or.jp/

公正競争規約・施行機関

全国公正取引協議会連合会	03-3501-6047	http://www.jfftc.org/
--------------	--------------	---

※以下の各公正取引協議会のホームページは全国公正取引協議会連合会を参照。

公正協議会名	規約の種類	電話番号
新聞公正取引協議会	景品	03-3591-4406
全国家庭電気製品公正取引協議会	景品・表示	03-3591-6023
自動車公正取引協議会	景品・表示	03-3265-7975
北海道不動産公正取引協議会	景品・表示	011-621-0747
医療機器業公正取引協議会	景品	03-3818-1731